

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月23日（金曜日）
午前10時（午前9時開場予定）

場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 孔雀の間
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



書面 議決権行使期限

平成29年6月22日(木曜日)
17時30分到着



インターネット等 議決権行使期限

平成29年6月22日(木曜日)
24時まで



JFE

ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社

目次

- 第15回定時株主総会招集ご通知 … 1
- 議決権行使についてのご案内 … 3
- 株主総会参考書類 … 5
 - 議案および参考事項
 - 〈会社提案〉
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件
 - 〈株主提案〉
 - 第5号議案 社外取締役は無益なため廃止し、社外取締役吉田政雄氏を解任する件

【提供書面】

- 事業報告 … 37
- 連結計算書類 … 69
- 計算書類 … 73
- 監査報告書 … 75



本招集ご通知の主要なコンテンツをスマートフォン・タブレット端末から簡単にご覧いただける「ネットで招集」サービスを導入いたしました。こちらからも議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。



左のQRコードまたは以下のURLよりアクセスください。

<http://srdp.jp/5411/>

平成29年6月1日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
ジェイエフイーホールディングス株式会社
代表取締役社長 林田 英治

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
平成29年6月22日（木曜日）17時30分まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記4頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」に従って、
平成29年6月22日（木曜日）24時まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	平成29年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時開場予定）
2	場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館2階 孔雀の間（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

3	目的事項	報告事項 1. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件 〈株主提案（第5号議案）〉 第5号議案 社外取締役は無益なため廃止し、社外取締役吉田政雄氏を解任する件
4	招集にあたっての その他 決定事項	(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。 (2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎議決権の代理行使につきましては、定款の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名様に委任する場合に限られておりますので、ご了承ください。

◎「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款の定めにより、当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部です。

◎株主総会参考書類および提供書面に修正すべき事項が生じた場合には、法令の定めにより、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

当社ホームページ <http://www.jfe-holdings.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成29年6月23日(金曜日)
午前10時(開場:午前9時予定)

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

平成29年6月22日(木曜日)
17時30分到着



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にて、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

行使期限

平成29年6月22日(木曜日)
24時

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書

私は、平成29年6月23日開催の株主総会に出席し、議決権を行使する旨を本行使書に記述し、同封の議決権行使書用紙に提出いたします。

議案	賛成	反対	棄権
第1号議案	☐	☐	☐
第2号議案	☐	☐	☐
第3号議案	☐	☐	☐
第4号議案	☐	☐	☐
第5号議案	☐	☐	☐

※ 議決権行使書は、本行使書に記述した内容に基づき、議決権行使書用紙に提出いたします。

インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

▶こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- ▶ 賛成の場合⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

第2・3号議案

- ▶ 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合 ⇒「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合 ⇒「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第5号議案

- ▶ 株主提案に反対の場合⇒「否」の欄に○印
当社取締役会は、株主提案に反対しております。
- ▶ 株主提案に賛成の場合⇒「賛」の欄に○印

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- (4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成29年6月22日（木曜日）24時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

ご 注 意

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もあります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
- (2) 左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-768-524**
(平日 9:00～21:00)

 **0120-288-324**
(平日 9:00～17:00)

【議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～】

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつに掲げており、グループ全体として持続性のある高収益体質の確立を図り、成長に向けた投資への対応と財務体質の改善を行ないつつ、積極的に配当を実施することを基本方針といたしております。

当期末の剰余金の配当につきましては、上記基本方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額 17,303,328,120円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、改めて社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

当社グループは、鉄鋼事業に加え、エンジニアリング事業および商社事業も積極的に事業を拡大しつつあり、当社による両事業の経営管理の重要性が増していることから、当社はコーポレートガバナンス体制の更なる充実と、当社のグループ経営体制の一層の強化を図ることを目的として、社外取締役1名を含む取締役3名を増員することといたしました。

なお、本議案は、昨年度実施した取締役会全体の実効性についての分析および評価の結果を踏まえ、委員の過半数を社外役員で構成する指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものであります。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き取締役の3分の1以上が当社の「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏名（年齢）	当社における現在の地位および担当	主要な兼職	取締役会出席回数 （平成28年度）
1	はやし だ え い じ 林 田 英 治 （満66歳） 再任	代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）	—	13回／13回
2	か き ぎ こ う じ 柿 木 厚 司 （満64歳） 再任	代表取締役	JFEスチール(株) 代表取締役社長	13回／13回
3	お か だ し ん い ち 岡 田 伸 一 （満64歳） 再任	代表取締役副社長 CFO（最高財務責任者） 総務部、IR部および財務部の統括 企画部の担当	JFEスチール(株) 取締役	13回／13回
4	お だ な お す け 織 田 直 祐 （満64歳） 新任	—	JFE商事(株) 代表取締役社長	—
5	お お し た は じ め 大 下 元 （満59歳） 新任	—	JFEエンジニアリング(株) 代表取締役社長	—
6	ま え だ ま さ ふ み 前 田 正 史 （満64歳） 再任 社外 独立役員	社外取締役	東京大学 生産技術研究所教授	13回／13回
7	よ し だ ま さ お 吉 田 政 雄 （満68歳） 再任 社外 独立役員	社外取締役	古河電気工業(株) 取締役	13回／13回
8	や ま も と ま さ み 山 本 正 巳 （満63歳） 新任 社外 独立役員	—	富士通(株) 代表取締役会長	—

（注）各候補者の年齢は、本総会時のものです。

候補者番号 1 林田 英治 (はやしだ えいじ)

再任

指名委員会委員

報酬委員会委員



生年月日
昭和25年7月6日生（満66歳）
所有する当社株式の数
52,700株
取締役就任年数（本総会終結時）
7年（注）
取締役会出席回数（平成28年度）
13回／13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和48年 4月 川崎製鉄株式会社入社	平成21年 6月 当社取締役退任
平成14年 9月 当社常務執行役員	平成22年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長
平成17年 4月 当社専務執行役員	平成22年 6月 当社代表取締役
平成20年 6月 当社代表取締役専務執行役員	平成27年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役社長退任
平成21年 3月 当社取締役	当社代表取締役社長（現任）
平成21年 4月 JFEスチール株式会社代表取締役副社長	

（重要な兼職の状況）

公益財団法人JFE21世紀財団理事長

（執行役員の分担）

CEO（最高経営責任者）

■取締役候補者とした理由

林田英治氏は、当社および当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における海外事業の経験や新規事業開発、経営企画・管理、財務関連の業務および両社の執行役員としての任務を通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社の代表取締役社長として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

（注）林田英治氏が平成22年6月に当社取締役に就任してからの年数は7年ですが、平成20年6月より1年間取締役であった期間がありますので、それらを通算した年数は8年であります。

候補者番号 2 柿木 厚司 (かきぎ こうじ)

再任

指名委員会委員

報酬委員会委員



生年月日
昭和28年5月3日生（満64歳）
所有する当社株式の数
24,800株
取締役就任年数（本総会終結時）
2年
取締役会出席回数（平成28年度）
13回／13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年 4月 川崎製鉄株式会社入社	平成24年 4月 同社代表取締役副社長
平成19年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	平成27年 4月 同社代表取締役社長（現任）
平成22年 4月 同社専務執行役員	平成27年 6月 当社代表取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

JFEスチール株式会社代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

柿木厚司氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における人事・労政部門の業務に加え、執行役員として総務・法務・経理・財務・購買等の経営管理部門の任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。現在はJFEスチール株式会社の代表取締役社長として国内製造基盤整備、海外事業拡大等に積極的に取り組むとともに、当社の代表取締役として当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号 3 岡田 伸一 (おかだ しんいち)

再任



生年月日
昭和28年3月15日生（満64歳）
所有する当社株式の数
21,778株
取締役就任年数（本総会終結時）
5年
取締役会出席回数（平成28年度）
13回／13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和50年 4月 日本鋼管株式会社入社	平成24年 6月 当社代表取締役（現任）
平成17年 4月 当社常務執行役員	平成24年10月 JFE商事株式会社取締役
平成20年 4月 当社専務執行役員	平成26年 4月 JFEスチール株式会社取締役（現任）
平成23年 4月 JFEエンジニアリング株式会社取締役	平成28年 4月 JFEエンジニアリング株式会社取締役退任
平成24年 4月 当社執行役員副社長（現任）	JFE商事株式会社取締役退任

（重要な兼職の状況）
JFEスチール株式会社取締役
公益財団法人JFE21世紀財団専務理事

（執行役員の分担）
CFO（最高財務責任者）
総務部、IR部および財務部の統括、企画部の担当

■取締役候補者とした理由

岡田伸一氏は、資金調達およびプロジェクト金融等の財務関連業務に加え、執行役員として経営企画・管理部門の任務の経験を通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。現在は当社の代表取締役副社長としてグループの経営管理や財務・資本政策の実行等に取り組むとともに、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社の非常勤取締役として同社の経営管理に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号 4 織田 直祐 (おだ なおすけ)

新任



生年月日
昭和28年6月3日生（満64歳）
所有する当社株式の数
12,300株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和52年 4月 日本鋼管株式会社入社	平成24年 4月 同社代表取締役副社長
平成19年 4月 JFEスチール株式会社常務執行役員	平成28年 4月 同社代表取締役副社長退任
平成22年 4月 同社専務執行役員	JFE商事株式会社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）
JFE商事株式会社代表取締役社長

■取締役候補者とした理由

織田直祐氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における自動車用鋼材の営業に関する業務に加え、執行役員として営業部門の統括任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEスチール株式会社の代表取締役副社長としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在は当社グループの中核企業であるJFE商事株式会社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

候補者番号 **5 大下 元** (おおした はじめ) **新任**



生年月日
昭和32年9月11日生 (満59歳)
所有する当社株式の数
4,400株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本鋼管株式会社入社	平成27年 4月 同社取締役専務執行役員
平成24年 4月 JFEエンジニアリング株式会社常務執行役員	平成28年 4月 同社代表取締役専務執行役員
平成26年 4月 同社専務執行役員	平成29年 3月 同社代表取締役社長 (現任)

(重要な兼職の状況)
JFEエンジニアリング株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大下元氏は、当社グループの中核企業であるJFEエンジニアリング株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務に加え、執行役員として国内および海外事業の統括等の幅広い任務を経験することを通じてグループ経営に必要な豊富な経験と知識を有しております。また、JFEエンジニアリング株式会社の代表取締役専務執行役員としての経験を通じて経営者として豊富な経験と知識を有しており、現在はJFEエンジニアリング株式会社の代表取締役社長として国内収益基盤の強化、海外事業拡大等に積極的に取り組んでおります。これらの点から、当社の取締役として適任と判断したものであります。

報酬委員会委員長

指名委員会委員

候補者番号 **6 前田正史** (まえだ まさふみ)

再任

社外

独立役員



生年月日

昭和27年9月22日生 (満64歳)

所有する当社株式の数

6,900株

社外取締役就任年数 (本総会終結時)

6年

取締役会出席回数 (平成28年度)

13回/13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成8年11月 東京大学生産技術研究所教授 (現任) 平成21年 4月 同大学理事・副学長

平成17年 4月 同大学生産技術研究所長 平成23年 6月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

東京大学生産技術研究所教授

日本電産株式会社生産技術研究所長 (非常勤)

■社外取締役候補者とした理由

前田正史氏は、長年にわたり循環材料学および材料熱力学等に関する研究を通じて、金属材料について深い学識を有しております。また、東京大学理事として大学経営に参画され、組織運営に関する豊富な経験を有しております。当社におきましては、同氏が社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、こうした同氏の深い知見と高い見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

■特記事項

1. 前田正史氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。なお、当社および当社子会社であるJFEスチール株式会社は、東京大学大学院工学系研究科の特定の寄付講座等に寄付を行っておりますが、当該寄付は、同氏本人および同氏が所属する生産技術研究所が直接関与するものではなく、また同大学の経常収益および経常費用に占める当該寄付総額の割合は0.1%を大きく下回る極めて僅少な額であることから、独立性に影響をおよぼすものではないと判断しております。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏は現在、報酬委員会委員長および指名委員会委員であります。本総会後も引き続き指名委員会委員および報酬委員会委員に就任される予定であります。

候補者番号 **7 吉田政雄** (よしだ まさお)

再任

社外

独立役員

指名委員会委員長

報酬委員会委員



生年月日

昭和24年2月5日生（満68歳）

所有する当社株式の数

4,800株

社外取締役就任年数（本総会最終時）
2年

取締役会出席回数（平成28年度）
13回／13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年 4月 古河電気工業株式会社入社	平成27年 6月 当社取締役（現任）
平成18年 6月 同社専務取締役兼執行役員専務	平成28年 4月 古河電気工業株式会社取締役会長
平成20年 6月 同社代表取締役社長	平成29年 4月 同社取締役（現任）
平成24年 4月 同社代表取締役会長	

（重要な兼職の状況）
古河電気工業株式会社取締役
古河機械金属株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由

吉田政雄氏は、古河電気工業株式会社において長年経営者として活躍され、銅を始めとする幅広い素材技術を核とした事業経営や新規事業の開拓、および事業の再編やグローバル展開を推進されるなど製造業の経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、こうした同氏の深い知見と卓越した見識に加え、当社の社外取締役に就任以降の実績から、同氏が引き続きガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

■特記事項

1. 吉田政雄氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
2. 同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。なお、改めて同氏が社外取締役に就任された場合、引き続き同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 同氏が取締役を務めている古河電気工業株式会社は、同氏が取締役として在任中の平成25年4月に、自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係るカルテルに関しカナダ当局より罰金を課す決定を受け、平成25年7月には、同社および同社子会社の古河AS株式会社が欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。また、同社は平成25年12月には東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、平成26年1月には関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。平成26年4月には、電力ケーブル事業に関し競争法違反行為があったとして、欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。なお、本決定に対して、同社は制裁金の取消または減額を求め欧州普通裁判所へ提訴しています。また、同社は平成26年8月には自動車用部品取引に係るカルテルに関し、中国で同国独占禁止法違反により制裁金を課す決定を受けました。なお、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による再発防止策提言を含む報告書に基づき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール・手続きの制定・改善や、法令遵守教育の徹底ならびに内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策に注力しております。
4. 同氏は現在、指名委員会委員長および報酬委員会委員であります。本総会後に報酬委員会委員を退任し、引き続き指名委員会委員に就任される予定であります。

候補者番号 8 山本正巳 (やまもと まさみ)

新任

社外

独立役員



生年月日

昭和29年1月11日生（満63歳）

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和51年 4月 富士通株式会社入社	平成22年 6月 同社代表取締役社長
平成22年 1月 同社執行役員副社長	平成27年 6月 同社代表取締役会長（現任）
平成22年 4月 同社執行役員社長	

(重要な兼職の状況)
富士通株式会社代表取締役会長

■社外取締役候補者とした理由

山本正巳氏は、ICT分野におけるトータルソリューションビジネスをグローバルに展開している富士通株式会社の経営者として長年活躍され、変化の激しいICT業界において従来型の事業構造やプロセスの変革に取り組まれるなど、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社におきましては、同氏のこうした深い知見と卓越した見識に加え、今後の企業価値向上において重要性がさらに高まると想定されるICT技術の活用に関し貴重な提言・助言をいただけるという点から、同氏がガバナンス強化の役割を担う当社の社外取締役として適任と判断したものであります。

■特記事項

- 山本正巳氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外取締役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
- 同氏が社外取締役に就任された場合、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
- 同氏が代表取締役会長を務めている富士通株式会社は、同氏が取締役として在任中の平成28年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、平成29年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。なお、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底等に取り組んでおり、その職責を果たしております。
- 同氏が社外取締役に就任された場合、指名委員会委員および報酬委員会委員に就任される予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役黒川康氏の任期が満了いたしますので、改めて社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、監査体制および機能の中立性、独立性をより高めることを目的として、社外監査役を1名増員することいたしました。

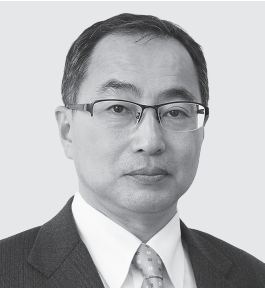
なお、本議案は、指名委員会における審議および答申に基づき取締役会にて決定したものであり、本議案が原案どおり承認された場合、監査役の過半数が当社の「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役となります。

また、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 1 原 伸哉 (はら のぶや) 新任



生年月日
昭和36年12月11日生(満55歳)
所有する当社株式の数
3,238株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和59年 4月	日本鋼管株式会社入社	平成27年 4月	JFEスチール株式会社関連企業部長
平成23年 4月	JFEスチール株式会社経理部長	平成28年 4月	同社監査役(現任)
平成24年 4月	同社経理部長、当社経理部長		
(重要な兼職の状況)			
JFEスチール株式会社監査役			

■監査役候補者とした理由

原伸哉氏は、当社グループの中核企業であるJFEスチール株式会社における経営企画、経理・財務関連の業務および当社における経理関連の業務を通じて財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。また、同社のグループ会社の経営管理に関する業務および同社の監査役としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。こうした同氏の経験・知識から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行なうことができると考え、当社の監査役として適任と判断したものであります。

■特記事項

原伸哉氏が監査役に就任された場合、監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

候補者番号 2 佐 長 功 (さいき いさお)

新任

社外

独立役員



生年月日

昭和36年8月11日生 (満55歳)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

平成元年 4月 弁護士登録	平成10年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任)
平成元年 4月 銀座法律事務所(現 阿部・井窪・片山法律事務所)入所	平成26年 4月 当社監査役
	平成26年 6月 同上退任

(重要な兼職の状況)

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士

■社外監査役候補者とした理由

佐長功氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しております。また、同氏は平成21年6月より当社の補欠監査役として選任されており平成26年4月には当社の社外監査役に就任されるなど、当社を含め上場会社の社外監査役を務められた実績があります。同氏は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、当社におきましては、こうした同氏の豊富な経験と高い見識から、独立した立場で大所高所からの観点をもって当社の監査機能の充実の役割を担うことができると考え、当社の社外監査役として適任と判断したものであります。

■特記事項

1. 佐長功氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役候補者であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
2. 同氏が監査役に就任された場合、監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考) JFEホールディングスの社外役員独立性基準

JFEホールディングスは、社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

- ① 当社およびその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人（以下、「業務執行者」という）である者、または過去において業務執行者であった者。
- ② 当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ③ 当社またはその事業会社を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ④ 当社またはその事業会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑤ 当社またはその事業会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑥ 当社またはその事業会社から、一定額（過去３年間平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または過去３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑦ 当社またはその事業会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去３年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家および弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
- ⑧ 当社またはその事業会社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近３年間ににおいて当該社員等として当社またはその事業会社の監査業務に従事した者。
- ⑨ 当社または事業会社から取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
- ⑩ 当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近３年間ににおいて業務執行者であった者。
- ⑪ 上記①から⑩のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由および独立社外役員としての要件を充足している旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができる。

※ 「事業会社」：JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE商事株式会社

※ 「主要な取引先」：直近事業年度の年間連結売上高の1%を超える場合をいう

第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「現方針」）」の導入を決定し、同年およびその後の現方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、現方針を継続してまいりました。現方針は、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響等について株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者および当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。現方針の有効期限は、本総会終結の時までとなっており、その継続につきましては株主の皆様のご承認を得て行なうことといたしております。

当社では、現方針について、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上および株主共同の利益の向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方を検討してまいりました結果、特別委員会の勧告も踏まえ、平成29年4月27日開催の取締役会において、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認を条件に、現方針を一部変更（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」）のうえ、継続していくことを決議いたしました。

つきましては、本方針の趣旨にご賛同いただき、下記「4. 本方針の内容」の通り、その継続につきご承認いただきたいと存じます。本議案につき本総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、現方針の有効期間満了後、その継続は行なわないことといたします。

なお、本方針は、形式的な語句の修正や文言の整理等のほか、資本市場からの要請等を踏まえ、現方針から主に以下の点を変更しております。

- ①当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に原則として該当すると考えられる類型の一部を削除し、いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収に限定いたしました。
- ②対抗措置の発動の可否について株主意思を確認する仕組みを導入いたしました。
- ③当社取締役会が大規模買付者から大規模買付情報の提供を求める期間に上限を設定いたしました。

記

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのために、

大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

2. 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のための取り組み

1) 当社の企業理念と事業概要

JFEグループは、発足以来、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

JFEスチール株式会社は、世界トップクラスの鉄鋼一貫メーカーです。世界最高水準の製造技術と商品開発力による高い国際競争力を持ち、優れた機能と品質およびコスト競争力を持つ鉄鋼製品を、高いエネルギー効率と低い環境負荷のもとで安定的に生産することで、長年にわたり社会に貢献してまいりました。

JFEエンジニアリング株式会社は、鉄鋼業と造船業において長く培われた技術を融合・進化させながら、最先端技術力をベースとした商品・サービスの提供により時代の変化に適応し、環境・エネルギー分野や電力創生、インフラ建設等の多様な分野においてビジネスを展開し、人々の生活と産業を支えるエンジニアリング事業を国内外において幅広く展開しております。

JFE商事株式会社は、主にJFEスチールの生産する鉄鋼製品の加工・販売、原料資機材の購買等を中心に国内外において取引を行なうグループ中核商社であり、活動ステージとネットワークは、アジアを中心に世界に広がっております。

2) 当社の事業特性と企業価値の源泉

当社グループは、その事業特性に鑑み、持続的な企業価値と株主共同の利益の確保・向上のために、以下に掲げる、長年の経営努力と継続的な投資によって蓄積された当社の企業価値の源泉を、長期的に確保・向上させていく必要があります。

① 他社を凌駕する高度な技術力（プロセス技術力・商品開発力）および知的財産

前段で述べた幅広い分野において世界最高水準の技術力を維持・向上させるためには、基礎研究をはじめとした幅広い分野における研究開発投資を長期的に継続して行なう必要があります。当社グループは、お客様のニーズを先取りした独自新商品の開発、高品質な商品を効率的に生産する技術の開発、地球環境保全に寄与する商品および製造技術の開発、ならびにグループ全体としてのシナジーを活かした開発により、常に業界をリードし、新たな分野を開拓していくというグループ共通の開発コンセプトのもと、積極的な研究開発活動を展開しており、高付加価値・高機能・高品質の製品を安定的に社会に提供し続けています。

② 世界最高水準の製造実力、コスト競争力

特に鉄鋼事業においては、その生産には大量かつ高温の物質を取り扱う巨大な設備と、それを安全かつ着実に稼働させる技術・技能が不可欠であり、環境・安全・防災面への対策等を継続的に行ないつつ、絶え間なくコスト競争力強化に取り組むことが求められます。設備投資の金額はグループ全体で年間数千億円に達し、多くの設備は数十年単位での稼働を前提としており、投資効果は短期に発現するものばかりではありません。ま

た、安定的な稼働のためには適切な設備保全・補修等の地道で継続的な努力が必要であるという特徴を併せ持っています。このような事業の特性により、投資の意思決定においても長期的な視点に基づいた経営判断が不可欠となります。

③ 長期的な教育訓練や実務経験により培われた優れた人的資本

当社グループの多様な事業を企業理念と行動指針に基づいて着実に遂行していくためには、それらを十分に理解し実践することのできる優れた人材の確保と長期的な育成が不可欠です。当社はグループ共通の人材マネジメントに関する基本方針を定め、事業会社各社の実情に応じた具体的な施策を展開しております。

④ お客様・株主の皆様・取引先・従業員・地域社会等、その他全てのステークホルダーの皆様との長期にわたる良好な信頼関係

当社グループは、長期にわたるお客様との信頼関係に基づいたお取引により、強固で安定的なお客様基盤を有しています。多岐にわたるお客様のニーズを速やかに捕捉し、ご要望に的確かつ迅速にお応えするための製造・販売・流通・品質保証体制の構築や、お客様と一体となった共同研究開発のしくみの整備等を通じて、国内外の多くのお客様から高い信頼と評価を頂いております。

また、環境保全や安全衛生管理、社会貢献等、いわゆるCSR活動を積極的かつ継続的に行なうことで環境負荷の低減や地域社会との共生を可能とし、事業継続に関するリスクを低減させることにより持続的な成長を図ることが必要です。

このような企業価値の源泉に基づく強みを最大限に活かし、長期的な視点に立った様々な施策を地道に継続していくことが、当社の事業基盤を堅固なものとし、企業価値等の向上と持続的な成長に資するものと考えられます。このような経営を行なうためには、当社の企業価値の源泉に関する深い理解と知識・経験に基づいて、長期的な観点からメリットを十分に検討し、短期的にはコストが発生したとしても必要な投資を着実に行なう等、適切な判断と資源配分を行なうことが不可欠であります。

3) 中長期的企業価値の向上のための取り組み

① 企業理念と経営の基本姿勢

当社はこれまで、「常に世界最高の技術をもって社会に貢献します」という企業理念を通じて、前述した企業価値の源泉の理解のもと、長期的観点に立って当社の企業価値と株主利益の持続的向上に努めてまいりました。

② 中期経営計画の着実な実行

当社は、発足後の第1次中期経営計画（平成15年度～平成17年度）および第2次中期経営計画（平成18年度～平成20年度）においては、その創設の狙いを最大限発揮することにより、収益性の高い企業体質の確立と、将来の成長に向けた基盤作りに着実に取り組み、高い水準の収益をあげることができました。

第3次中期経営計画（平成21年度～平成23年度）では世界金融危機や東日本大震災の発生等、厳しい経営

環境の中、強靱な企業体質の構築に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

前中期経営計画（平成24年度～平成26年度）において、持続的な成長のため企業体質の強化に取り組み、商社事業の資本再編および造船事業の再編ならびに半導体事業の譲渡といった、事業ポートフォリオの見直しを行ないました。鉄鋼事業においては、設備更新等の国内製造基盤の整備や、アジアを中心とする海外事業投資を行なってまいりました。エンジニアリング事業においては、復興再生や太陽光発電等国内需要を捕捉するとともに、海外でのM&Aを推進し事業拡大にも取り組みました。商社事業においては、事業買収等による海外拠点の拡大等サプライチェーンの強化を実施いたしました。

当社は、平成27年度から平成29年度にかけての事業運営の方針となる「第5次中期経営計画」を策定し、その達成に向けた着実な取り組みを進めております。以下の5つの施策をその柱とし、中長期的観点に基づいた戦略により持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目指しております。

1. 国内製造基盤の強化
2. 技術優位性による企業価値向上
3. 海外事業の収益拡大
4. 多様な人材の確保と育成
5. 持続的な成長を支える企業体質強化

このように、当社は創立以来、中長期的な視点に立った戦略に基づき計画的に企業価値等の向上と持続的な成長に取り組んでまいりました。厳しい経営環境の中、グローバルな競争を勝ち抜くため第5次中期経営計画を着実に遂行し、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

③ 企業の社会的責任（CSR）に関する取り組み

当社グループは、社会を構成する一員としての企業の責任を自覚し、よりよい社会の構築に向けた企業の社会的責任（CSR）を経営の根幹に据え、その取り組みを一層強化しております。

当社は、平成17年10月に「JFEグループCSR会議」（議長：社長）を設置し、コンプライアンス、環境、人事労働、安全・防災、社会貢献等多岐にわたる範囲を対象として、グループ全体のCSRへの取り組みを監督・指導する体制を構築しました。各事業会社においても、同様の取り組みを継続しております。

前述のような多様な事業特性を有する当社グループにおいては、これらのCSR活動への取り組みは、持続的成長へのリスクを最小化するという観点からも極めて重要であります。このような継続的な取り組みにより、事業運営に際して全てのステークホルダーの利益にかなう諸施策の実行に努め、社会に信頼されるグループであり続けたいと考えております。

④ コーポレートガバナンス機能強化への取り組み

当社は、経営の透明性および公正性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させることを目指し、ガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。

複数の特性の異なる事業から構成されている当社グループにおいては、各事業の執行を当社グループに属する事業会社に委ねる体制を取る一方、純粋持株会社である当社は、グループ経営の統括により経営の実効性を

改善するとともに、社外監査役を含む監査役監査、社外取締役の登用、取締役の任期の短縮によりコーポレートガバナンス強化を図ってまいりました。平成19年6月から社外取締役2名を招聘するとともに、最適な経営を機動的に構築しつつ、経営に対する責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

また、当社は、平成27年10月より取締役等の人事および報酬について公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置いたしました。

さらに、当社は、第2号議案および第3号議案に記載の通り、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を目的として社外取締役1名を含む取締役3名を増員し、監査体制および機能の中立性、独立性をより高めることを目的として社外監査役を1名増員することを、本総会において株主の皆様にお諮りいたします。

当社は、このような取り組みにより公正・公平・透明なコーポレートガバナンスを徹底し、企業としての持続的な成長を図り、すべてのステークホルダーにとっての企業価値向上に引き続き努めてまいります。

⑤ 資本政策と利益配分に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤維持強化のための国内外製造拠点における設備更新に加え、グローバルに拡大する事業機会での成長投資とリスクに適切に対応するため、必要となる十分な株主資本の水準を保持します。

当社は、株主への利益還元を最重要課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としており、現在の第5次中期経営計画においては、配当性向を25～30%程度とすることを基本方針としております。

3. 本方針の目的

現在の日本の資本市場および法制度のもとでは、買収者が株式の一部を取得することにより、企業経営の支配権を獲得することができ、濫用的な企業買収が可能となっています。このため、当社の企業価値および株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれは否定できません。

前述のとおり、当社は、長年の継続的な投資と経営努力の蓄積により、世界最高水準の技術開発力と製造実力、豊富な知的財産、および長期にわたるお客様とのお取引と信頼関係に基づいた強固なお客様基盤を確立してまいりました。

また、全てのステークホルダーにとっての持続的な企業価値向上を目指して、長期的視点に立った人材育成や、環境・安全・社会貢献・コーポレートガバナンスへの取り組み等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果として得られた当社の企業価値の源泉である様々な経営資源は、新興国を初めとする競合他社にとっては極めて貴重なものであり、他社においては実際に企業秘密を不正な形で取得する等の事案も発生しています。このような経営資源を容易に獲得するため、豊富な資金力を背景に敵対的な買収が試みられる可能性は依然として存在します。

買収者が、株式買い占めによる高値買取り要求、重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行なうような行為、会社の資産の流用、高額資産等の処分により一時的な利益を得る等の濫用的な買収行為や、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階

目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうこと）など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行なった場合、当社の長期的な企業価値が全体として損なわれるおそれがあります。

当社は、当社の財務および事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値および株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

以上の観点をふまえ、大規模買付行為またはこれに関する提案につき株主の皆様に対し正しくご判断頂くためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があります。しかしながら、現行の日本の法制度においてはそのための情報収集・検討期間が必ずしも十分に確保されているとは言えません。

当社は、濫用的買収や当社の企業価値を損なうおそれが極めて高い不適切な買収行為により株主の皆様の正しい判断の機会が損なわれ、長期的な企業価値および株主共同の利益が損なわれることを防ぐことは、経営者に課せられた責務であると認識しており、以上の理由に基づき、適切な情報提供と検討時間の確保を目的として、以下4.の通り本方針を継続することにつきご承認いただきたいと考えております。

4. 本方針の内容

1) 本方針の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」）を設定し、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行なうための期間を確保いたします。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を発動する方針です。また、本方針所定の場合には、対抗措置の発動の是非について株主意思確認手続きを行なうこととしております。

なお、当社は、大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響、並びに本方針に基づく対抗措置の発動について、取締役会判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする特別委員会を設置いたしております。

2) 大規模買付行為の定義

本方針は、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行なう者を「大規模買付者」）に関する当社の対応方針を定めたものであり、その内容は以下に記載のとおりであります。また、特別委員会は、取締役会で定める特別委員会規程（その概要は別紙1「特別委員会規程の概要」のとおり。）に従って運用され、本年6月1日現在の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。

3) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、大規模買付者は、①事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供したうえで、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後または株主意思確認手続きをとる場合には当該手続きの結果に従った当社取締役会の決議が完了した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を、日本語で作成された書面にてご提出いただくことといたします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社は、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」）を大規模買付者より提供していただくために、意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

大規模買付情報は、日本語で作成された書面にて当社取締役会に対し提供していただくこととし、その項目の一部は以下の通りであります。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針および事業計画
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

当社取締役会は、大規模買付情報のリストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が大規模買付情報の提供を行なう期間（以下、「情報提供期間」）として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」）を開始するものとします。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者より当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供をしていただくことがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模

買付情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、大規模買付情報の提供が完了した旨の通知（以下、「情報提供完了通知」）を大規模買付者に対し速やかに行なうとともに、その旨を開示いたします。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会による評価、検討、交渉等

当社取締役会は、大規模買付者に対し情報提供完了通知を行なった後または情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を上限として取締役会評価期間として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、下記4. 4) (2) ③に従い株主意思確認手続きを経る場合を除いて、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行なう場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりといたします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値および株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値および

株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、以下の①に定める場合には、当社取締役会の判断のみで、4. 4) (1) で述べた大規模買付行為を抑止するための措置の発動を決議することがあります。また、以下の②に定める場合には、当社取締役会の判断のみで、大規模買付行為を抑止するための措置の不発動を決議することがあります。加えて、以下の①および②のいずれにも該当しない場合は、以下の③に定める内容に従い、大規模買付行為を抑止するための措置の発動または不発動について、株主意思確認手続きを行ないます。

① 取締役会の判断による対抗措置の発動

大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断したときは、下記4. 4) (2) ③に記載される株主意思確認手続きを経ずに、4. 4) (1) で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。当社取締役会は、かかる判断に際して、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、速やかに開示を行ないます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次のaからdまでに掲げる行為等により当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行なう場合
 - a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行なうような行為
 - c. 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なうことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行なう場合

② 取締役会の判断による対抗措置の不発動

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為について慎重かつ十分に

検討した結果、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすものではなく企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものでもないことが明らかであり対抗措置の発動が相当でないと判断した場合には、下記4. 4) (2) ③に記載される株主意思確認手続きを経ずに、対抗措置の不発動を決議するものとします。かかる対抗措置の不発動を決議した場合には、速やかに開示を行ないます。

③ 株主意思確認手続きによる対抗措置の発動または不発動

当社取締役会は、上記4. 4) (2) ①に従い対抗措置の発動を決議する場合および上記4. 4) (2) ②に従い対抗措置の不発動を決議する場合のいずれにも該当しない場合は、対抗措置の発動または不発動について株主の意思を確認する手続き（以下、「株主意思確認手続き」）を行ないます。当社取締役会は、株主意思確認手続きを行なう場合、取締役会評価期間中にその旨を決定し、当該決定内容を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、株主意思確認手続きを行なう旨を決定後、株主意思確認手続きを株主意思確認総会または書面投票のいずれによって行なうのかを決定したうえで、株主意思確認手続きにおいて投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」）を定め、投票基準日の2週間前までに公告を行ないます。そして、取締役会評価期間終了後、実務上必要とされる日数を勘案したうえで可能な限り速やかに株主意思確認手続きを実施します。なお、株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催することができるものとします。

株主意思確認総会または書面投票において投票権を行使することのできる株主は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき投票権1個を有するものとします。株主意思確認手続きにおける対抗措置の発動または不発動についての決定は、株主意思確認総会においては出席した投票権を有する株主の投票権の過半数、書面投票においては投票権を行使した株主の投票権の過半数を以て決するものとします。

株主意思確認手続きにおいて対抗措置の発動または不発動について決定がなされた場合、当社取締役会は当該決定に従うものとします。当社は、株主意思確認手続きの結果につきましては、判明し次第速やかに開示いたします。

なお、株主意思確認手続きを実施する場合、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認手続きにおける決定に基づき対抗措置の発動または不発動について決議を行なうまでは、大規模買付行為を開始することはできないものといたします。

(3) 対抗措置発動の停止または変更

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なった場合等、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行なうことがあります。

このような対抗措置発動の停止または変更を行なう場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかに開示を行ないます。

(4) 特別委員会の設置

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものといたします。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものといたします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行ないます。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示するものといたします。

5) 本方針の有効期限

本総会において、本方針について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期限は、本総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様といたします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものといたします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設もしくは改廃が行なわれ、かかる新設もしくは改廃を反映することが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうことが適切である場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重して本方針を修正する場合があります。なお、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針の廃止または修正は、毎年の株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

5. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、速やかに開示を行ないます。対抗措置として新株予約権を発行する場合に、当社株主の皆

様がとる必要のある手続きとして、新株予約権の取得のためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日における最終の株主名簿に記録される必要があるほか、その発行方法によっては、所定の期間内に申込みをしていただく必要もあります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

注1：特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含みます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものといたします。

(別紙1)

特別委員会規程の概要

- 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立し、当社の社外取締役または社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者の中から、取締役会の決議により選任される。その職務を行なうに際しては、善良なる管理者の注意義務を負う。
- 特別委員会の委員の任期は、取締役会の決議により定める。
- 特別委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、特別委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行なわない。
 1. 本方針の対象となる大規模買付行為の認定
 2. 本方針に基づく新株予約権の発行（無償割当を含む）または不発行
 3. 本方針に基づくその他の対抗措置の発動または不発動
 4. 本方針の見直し・廃止
 5. その他本方針に関連し、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 特別委員会は、各特別委員会委員および代表取締役社長が招集する。
- 特別委員会の決議は、原則として特別利害関係者を除く特別委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行なう。但し、特別委員会の全員が出席できない場合には、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうことができる。
- 特別委員会は、適切な判断を確保するために、決議を行なうに際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができる。
- 特別委員会は、必要に応じて取締役会への勧告内容を開示する。

(別紙2)

特別委員会委員の氏名および略歴

本年6月1日現在の特別委員会の委員は、当社社外取締役の吉田政雄氏および前田正史氏ならびに当社社外監査役の伊丹敬之氏の3名です。吉田政雄氏および前田正史氏の略歴につきましては、第2号議案(吉田政雄氏は11頁、前田正史氏は10頁)をご覧ください。また、伊丹敬之氏の略歴は、次のとおりです。いずれの委員も、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。

なお、前田正史氏は本年6月23日をもって特別委員会委員を退任する予定であり、後任の委員には佐長功氏が就任する予定であります。佐長功氏の略歴は第3号議案(14頁)をご覧ください。佐長功氏は、株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たす社外監査役候補者であります。

伊丹 敬之 (いたみひろゆき)

〔略歴〕

昭和20年 3月16日生まれ

昭和60年 4月 一橋大学商学部教授

平成 6年 4月 同大学商学部長

平成20年 4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科
(現イノベーション研究科) 教授

平成20年10月 同大学イノベーション研究科研究科長

平成22年 6月 当社監査役(現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社商船三井社外監査役

(別紙 3)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社新株予約権の要項

Ⅰ. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行なうことがある。

(2) 割当対象株主

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。但し、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、対象株式数に次に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割または株式併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1 円以上で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為を行なう者のうち、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いた者（以下「大規模買付者」という。）およびその関連者（以下、大規模買付者およびその関連者を併せて「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ①特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行なわれるものを含む。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）をいう。
- ②議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、①の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）、または(ii) 特定株主グループが、①の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行なう者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。
- ③ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとする。
 - ①当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
 - ②当社を支配する意図がなく上記1)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)に記載する要件に該当することになった後10日間（但し、当社

取締役会はかかる期間を延長することができる。) 以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) に記載する要件に該当しなくなったと当社取締役会が認めた者

- ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) ① (i) に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者 (但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ④その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者 (非適格者に該当する旨当社取締役会が一旦認めたものの、後日当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を含み、また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件 (一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。) の充足、または(iii) その双方 (以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。) が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 4) 上記3) にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii) その有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所または名古屋証券取引所における普通取引 (但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i) および(ii) を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権者は、当社に対し、非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4) 項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）項3）および4）の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
 - ①当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。）が提出されているか否か
 - ②譲渡人および譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か
- (7) 当社による新株予約権の取得
- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者および取得がなされる日までに当社所定の書式による書面（非適格者に該当せず、かつ、交付される株式を非適格者に該当する者のために保有しようとしている者ではないこと等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項の誓約を含む。）を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本2）前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される行使請求受付場所

(11) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行なう当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

(12) 新株予約権者に対する通知等

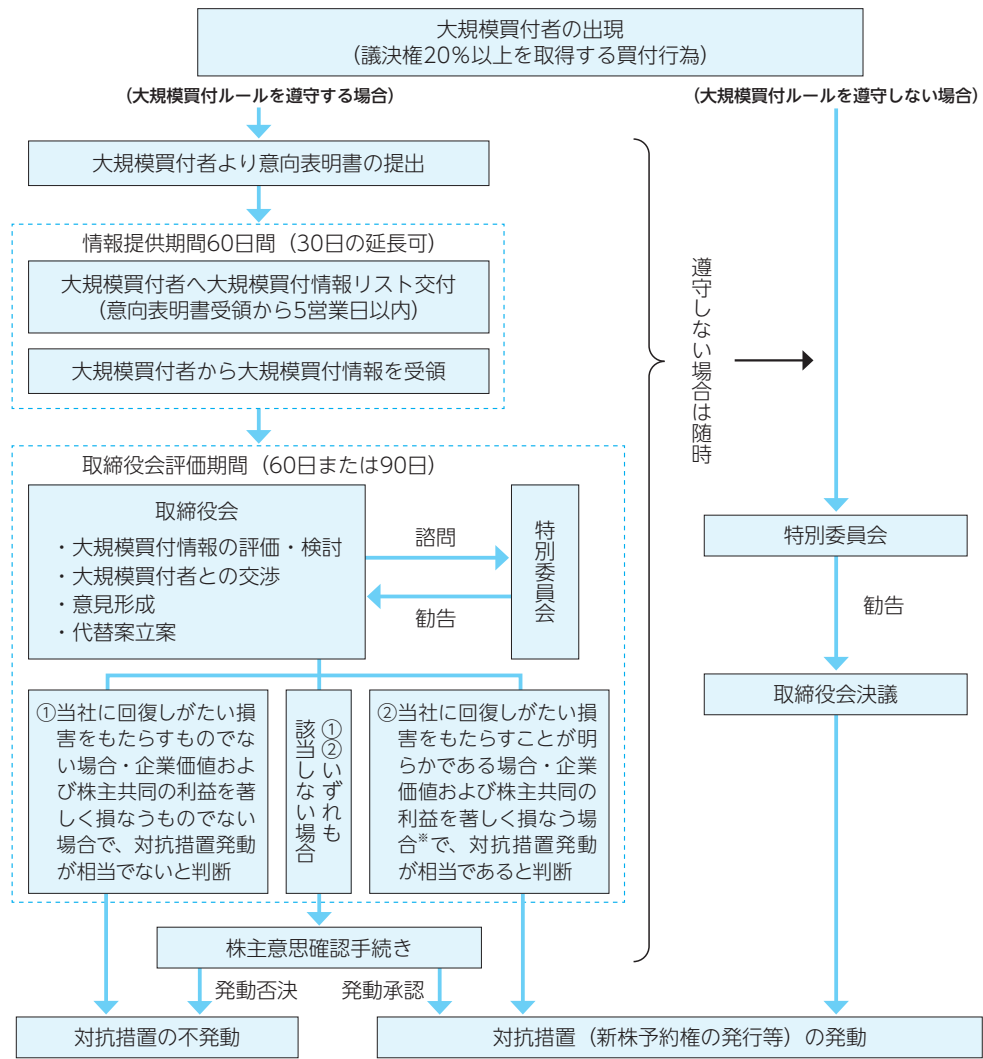
- 1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行なうものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- 2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(13) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成29年6月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

(ご参考)

「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」のフローチャート



※いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収が原則としてこれに該当するものと考えます。

上記フローチャートは、あくまで本方針の内容を分かりやすく説明するためのご参考資料として作成したものであり、本方針の詳細については、21頁より記載の「4. 本方針の内容」をご参照下さい。

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

株主から提出されたものの中で株主総会に付議するための要件を満たすもののみを議案としております。第5号議案の提案の内容および提案の理由は、議案に番号を付したことを除き、提案株主から提案された原文のまま記載しております。

第5号議案 社外取締役は無益なため廃止し、社外取締役吉田政雄氏を解任する件

提案の内容 社外取締役は無益であり廃止する。社外取締役吉田政雄氏を解任する。

提案の理由 かつて中共に製鉄所を建設する目的を持って伊藤忠商事の丹羽宇一郎氏を社外取締役としたが全く無意味であった新素材セルロースナノファイバー等の研究開発に反対する吉田氏の存在は有害無益であり解任を提案する

【取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（反対の理由）

当社にとって、社外取締役は必要かつ有益であると考えております。

当社は、経営の透明性および公正性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させることを目指し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。なかでも社外取締役には、上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードにおいて複数名の独立社外取締役の選任を要請されるなど、業務執行の監督をはじめとしたその役割の重要性が広く認識されているなかで、重要な役割を担っていただく必要があると考えております。

吉田政雄氏は複合材料等の開発には肯定的な立場であり、当社グループにおいてセルロースナノファイバー等の研究開発に反対した事実はありません。

また、同氏は当社の社外取締役に就任以来、幅広い素材技術を核とした製造業経営の豊富な経験やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき当社取締役会において有益な発言を行い、適切に業務執行の監督を行うこと等を通じ、当社の持続的な成長および企業価値の最大化に貢献しており、当社取締役会は、同氏を当社の取締役として適任と考えております。

従いまして、取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

【提供書面】

第15期 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

【当期のグループ業績】

JFEグループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業としての持続的な成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値の向上に努めてまいりました。

当期のわが国経済は、輸出や企業収益が持ち直すとともに、設備投資の増加や雇用環境の改善もあり、全体として緩やかな回復基調となりました。一方、海外経済は米国を中心に先進国で緩やかな回復がみられるものの、英国や米国で具体化しつつある経済政策の変化や、中国経済の下振れリスク等により、不透明感の強い状況が続いております。

国内外の鋼材需要は回復の兆しを見せているものの、アジアにおける鋼材の供給過剰の影響やエネルギー関連需要の低迷もあり、全面的な市況回復には至っておりません。さらに原料炭を中心に原料価格が乱高下する等、変化の激しい事業環境が続いております。

このような状況のもと、JFEグループでは、第5次中期経営計画の主要施策である製造基盤整備やコスト削減等の国内収益基盤の強化、技術優位性による新商品開発、多様な人材の確保・育成および中長期的な視点での海外事業拡大等を着実に進めた結果、当期のグループ業績は、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに、前期に比べ増益となりました。

各事業会社におきましては、それぞれの事業の特性と環境に応じた活動を展開してまいりました。

〈JFEスチール株式会社の業績〉

JFEスチール株式会社は、国内外の需要環境が回復基調にあり、当期の連結粗鋼生産量は3,041万トンと前期に比べ増加いたしました。売上高については、鋼材価格の改善に取り組んだものの、円高による為替影響もあり、連結売上高は2兆3,491億円と前期に比べ減収となりました。損益については、収益改善に継続的に取り組みましたが、平成28年秋以降の急激かつ大幅な原料炭価格の高騰の影響が大きく、実質的には厳しい状況が継続しました。当期の連結経常利益は、棚卸資産評価差等の一過性の増益要因が大きく寄与し、405億円と前期に比べ増益となりました。

〈JFEエンジニアリング株式会社の業績〉

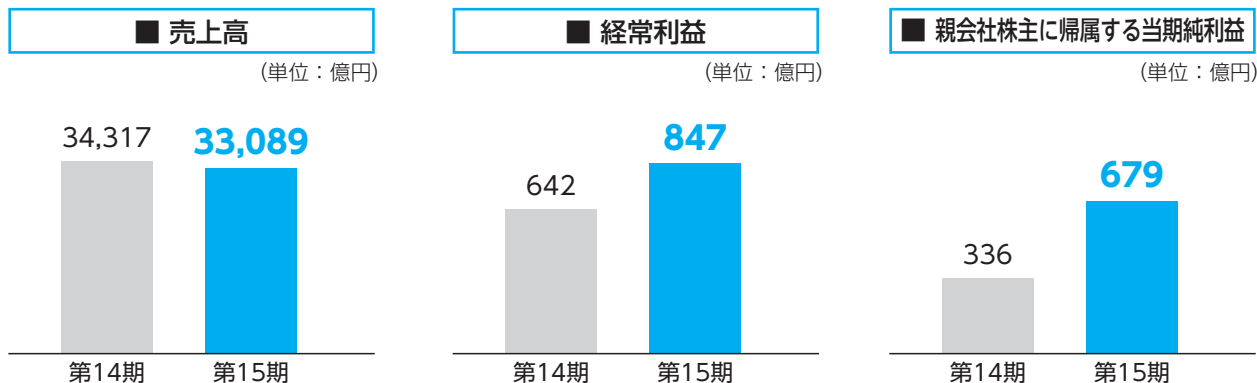
JFEエンジニアリング株式会社は、過年度受注プロジェクトの円滑な遂行と収益確保に努めるとともに、環境・エネルギーおよびインフラ構築プロジェクトを対象に、積極的な受注活動を展開いたしました。この結果、当期の連結売上高は前期に比べ大幅に増加し、4,261億円となり、損益については連結経常利益266億円となりました。連結売上高、連結経常利益はともに過去最高を更新いたしました。

〈JFE商事株式会社の業績〉

JFE商事株式会社は、国内外における鉄鋼製品の販売単価の下落等により、連結売上高は1兆6,710億円と前期に比べ減収となりました。損益については、自動車分野を中心とした堅調な鋼材需要を着実に捕捉するとともに、北米グループ会社や海外鋼材加工センターの収益改善に取り組んだ結果、当期の連結経常利益は218億円となり、前期に比べ増益となりました。

〈当社連結決算の状況〉

以上の結果、当社単体業績等と合わせ、当期における連結売上高は3兆3,089億円、連結営業利益は967億円、連結経常利益は847億円となり、前期に比べ減収・増益となりました。また、特別損益は207億円の利益となり、連結での税金等調整前当期純利益は1,054億円、親会社株主に帰属する当期純利益は679億円となりました。



〈当社単体の業績〉

当社は、事業会社3社より計23億円を経営管理料として受け取りました。また事業会社3社およびジャパンマリンユナイテッド株式会社より受取配当金として計82億円を受領いたしました。

その結果、当期の当社の営業利益は85億円、経常利益は85億円となりました。

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最重要課題の一つと考えており、グループ全体として持続性のある企業体質の確立を図りつつ、積極的に配当を実施していく方針としております。当期末の配当につきましては、特に鉄鋼事業における原料価格の高騰等を主因とした厳しい経営状況を踏まえ、1株当たり30円で株主総会におはかりすることといたしました。何卒ご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

【対処すべき課題】

JFEグループを取り巻く事業環境は、国内では国土強靱化政策やオリンピック・パラリンピックへの対応などにより底堅い需要が見込まれ、また海外では社会インフラの整備や省エネルギー・環境対応ニーズ等の拡大が期待されるものの、原油・天然ガス価格の低迷、為替相場や原料炭を中心とした原料価格の急激な変動などの影響により、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、JFEグループでは平成27年度から平成29年度の事業運営の方針となる第5次中期経営計画を策定し、その達成に向けた着実な取り組みを進めております。JFEグループが持つ「技術の優位性」、「多様な人材力」そして広い事業領域で培った「グループの総合力」を活用し、国内収益基盤の強化と海外事業収益の拡大を図り持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

■第5次中期経営計画（目標）

○鉄鋼事業

売上高経常利益率（ROS）…………… 10%

○エンジニアリング事業

売上高…………… 5,000億円

経常利益…………… 300億円

○商社事業

経常利益…………… 300億円

○財務目標

自己資本利益率（ROE）…………… 10%超

国際格付…………… A格相当（D/Eレシオ 50%程度）

〈各事業会社の取り組み〉

JFEスチール株式会社においては、「常に新たな価値を創造し、お客様とともに成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」を目指してまいります。この方針のもと、従来より取り組んできた製造基盤整備に引き続き経営資源を投ずることにより、コスト競争力の強化および製造実力の向上を実現し、中期経営計画で掲げた売上高経常利益率（ROS）10%を目指してまいります。

具体的には第5次中期経営計画で掲げた3年間で6,500億円とした国内設備投資を着実に実施してまいります。特に製鉄所の競争力強化に大きな影響を与える上工程については、これまでの更新工事に加えて千葉第6コークス炉B団を建設中であるほか、福山No.3焼結機の更新も予定しており、コークスや焼結鉱の自給率を向上させることにより中長期的に収益を安定して確保できる体制を確立してまいります。また将来を見据えた新商品およびプロセス技術の開発を加速することにより技術優位性の向上を図りつつ、商品開発と一体となった販売戦略を立案・推進し、お客様にとってより魅力ある商品・サービスの提供に努めてまいります。

一方、足下の原料価格の高騰に伴い製造コストが大幅に増加しており、コスト削減を一層強力に進めるとともに、お客様のご理解を得ながら、販売価格の改善を粘り強く進めてまいります。

さらに、将来にわたり競争力の維持・強化を図るため、製造現場での大幅な世代交代を見据えた人材の育成と技能伝承を推進いたします。

JFEエンジニアリング株式会社においては、くらしの礎を「創り」さらに「担う」企業として、引き続き、高い水準にある受注済プロジェクトを着実に遂行し、業績の一層の向上に努めてまいります。

国内では、ソリューション提案から運営まで一貫して関わるビジネスモデルを、更に積極的に展開してまいります。また、平成29年4月には事業本部の大括り化、プラント建設機能の集約・強化などを目的とした組織変更を実施しました。これにより、組織横断的なノウハウの共有化を進め、廃棄物処理プラント・水処理プラント等の環境・エネルギー分野や橋梁・沿岸構造物等のインフラ構築分野で着実に実績を積み上げ、収益基盤の強化、拡大に努めてまいります。

海外では、これまで築いてきたグローバルエンジニアリング機能を最適化し、国内の事業部門との連携を一層緊密にすることにより、営業力とプロジェクト遂行力を強化して、事業規模の拡大と収益化を進めてまいります。

JFE商事株式会社においては、JFEグループの中核商社としての機能に一層磨きをかけるとともに、独自の商社機能も発揮することにより、グループ全体の収益最大化に貢献してまいります。

国内では、オリンピック・パラリンピックに向けて鋼材需要の拡大が予想されることから、JFE商事グループ各社の機能を結集させたサービスをお客様に提供することにより着実な需要の捕捉に努めます。また、将来を見据えて、JFEグループ全体の最適を目指した流通の再編・強化にも取り組んでまいります。

海外では、JFEスチール株式会社との輸出戦略の同期化を一層深化させ販売数量の拡大を図るとともに、地域やお客様に密着した地産地消ビジネスの拡大にスピード感を持って取り組んでまいります。

このように各事業における取り組みは着実に進めておりますが、特に鉄鋼事業を取り巻く経営環境は、平成28年秋以降、原料炭を中心とした原料価格が大きく変動するなど、第5次中期経営計画の想定に比べ変化の激しい状況が継続しております。当社はこのような事業環境に対処するため、中長期的な競争力に大きな影響を与える製鉄所の上工程を中心とした設備更新を推進し、今後も製造実力の向上に着実に取り組んでまいります。製造基盤整備の継続的な実施によりさらなるコスト削減と安定供給体制を実現するとともに、新商品開発・プロセス開発による技術優位性の維持・向上等の施策に積極的に経営資源を投入することで、中長期的に安定的な収益を確保できる体制を確立いたします。これらの施策を着実に進めるために資産圧縮等により必要な資金を確保し、競争力強化と財務体質改善の両立に取り組んでまいります。

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、配当性向を25～30％程度とすることを基本として、積極的に実施してまいります。

当社は、当社およびJFEグループが持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しそのさらなる充実を図ることを目的として、平成27年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、指名委員会・報酬委員会を設置するとともに、取締役会の審議の更なる深化のための工夫等、当該基本方針に沿った取り組みを進めております。

当社はグループの経営課題を着実に実行していくために、株主利益に適うグループ経営および健全なコーポレートガバナンスの要として、その機能を充実していくとともに、さらに効率的な運営を図ってまいります。

JFEグループは、社会との信頼関係の基本である、コンプライアンスの徹底、環境課題への取り組み、安全の確立について、グループをあげて真摯な努力を継続し、企業としての持続的成長を図り、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーにとっての企業価値最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、JFEグループに対し、なおい層のご理解をいただくとともに、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 生産、受注および販売の状況

当期における当社および連結子会社の生産、受注および販売の状況につきましては、以下のとおりであります。

① 生産の状況 (単位：千t)

区 分	第14期 (平成27年度)	第15期 (当期) (平成28年度)	増減 (比率)
鉄鋼事業 (粗鋼生産量)	29,751	30,411	2.2%

② 受注の状況 (単位：百万円)

区 分	第14期 (平成27年度)	第15期 (当期) (平成28年度)	増減 (比率)
エンジニアリング事業	509,471	424,498	△16.7%

③ 販売の状況 (単位：百万円)

区 分	第14期 (平成27年度)	第15期 (当期) (平成28年度)	増減 (比率)
鉄鋼事業	2,445,173	2,349,129	△3.9%
エンジニアリング事業	397,577	426,136	7.2%
商社事業	1,756,445	1,671,032	△4.9%
調整額	△1,167,455	△1,137,305	－
合 計	3,431,740	3,308,992	△3.6%

(3) 設備投資の状況

当期における当社および連結子会社の設備投資総額は、2,347億円であり、主なものは以下のとおりであります。

① 当期に完成した主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所 (千葉地区)

西日本製鉄所 (倉敷地区)

第6 コークス炉A団更新工事

第2 コークス炉更新工事

② 当期継続中の主要設備

鉄鋼事業

JFEスチール株式会社

東日本製鉄所 (千葉地区)

東日本製鉄所 (京浜地区)

全社

第6 コークス炉B団更新工事

扇島火力発電所 1号機リフレッシュ工事

製鉄所システムリフレッシュ (第1期)

(4) 資金調達の状況

当社および連結子会社は、グループの所要資金として長期借入金により計2,912億円を調達いたしました。
なお、借入金・社債等残高につきましては、前期に比べ39億円減少し、1兆3,754億円となりました。

(5) 財産および損益の状況

① 当社連結の財産および損益の状況

区 分	第12期 (平成25年度)	第13期 (平成26年度)	第14期 (平成27年度)	第15期 (当期) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	3,666,859	3,850,355	3,431,740	3,308,992
営 業 利 益 (百万円)	153,327	222,599	90,638	96,746
経 常 利 益 (百万円)	173,676	231,001	64,239	84,735
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	102,382	139,357	33,657	67,939
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	177円44銭	241円60銭	58円36銭	117円81銭
純 資 産 (百万円)	1,745,930	1,990,023	1,857,921	1,921,809
総 資 産 (百万円)	4,241,700	4,639,412	4,234,884	4,336,069

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、前連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社単体の財産および損益の状況

区 分	第12期 (平成25年度)	第13期 (平成26年度)	第14期 (平成27年度)	第15期 (当期) (平成28年度)
営 業 収 益 (百万円)	18,838	40,737	49,663	23,681
営 業 利 益 (百万円)	3,773	25,831	36,440	8,585
経 常 利 益 (百万円)	3,773	25,831	36,440	8,585
当 期 純 利 益 (百万円)	3,636	25,510	35,993	8,392
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	6円30銭	44円20銭	62円38銭	14円55銭
純 資 産 (百万円)	1,052,874	1,054,582	1,055,382	1,058,157
総 資 産 (百万円)	2,617,521	2,591,908	2,492,952	2,523,462

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

① 当社

鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業をはじめとする事業会社等の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

② 鉄鋼事業 [JFEスチール株式会社およびその関係会社]

各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業

(主要製品)

鉄鋼製品・半製品（熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、表面処理鋼板、厚鋼板、形鋼、H形鋼、鋼矢板、レール、継目無鋼管、鍛接鋼管、電縫鋼管、角型鋼管、電弧溶接鋼管、電磁鋼板、ステンレス鋼板、棒鋼、線材、鉄粉、スラブ）、チタン製品、鋼材加工製品、化学製品、素形材製品、各種容器類、鋳業・鋳産品、鉄鋼スラグ製品、機能素材、合金鉄、各種耐火物、築炉工事、各種運送事業・倉庫業、土木建築工事、設備管理・建設工事、電気工事、電気通信工事、火力発電、ガス、建設仮設材、不動産、保険代理業、各種サービス業、各種コンピュータシステム、材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、知的財産支援等

③ エンジニアリング事業 [JFEエンジニアリング株式会社およびその関係会社]

エネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業

(主要製品)

ガス・石油・水道パイプライン、LNG・LPG等各種タンク、太陽光・地熱・バイオマス等再生可能エネルギー発電設備、都市ごみ焼却炉、水処理システム、使用済みプラスチック等のリサイクルサービス、橋梁・港湾構造物、物流流通システム・エンジン・シールド掘進機・バラスト水処理システム等の産業機械、製鉄・製鋼・ミニミル関連設備、EV（電気自動車）急速充電器、農業生産設備等

④ 商社事業 [JFE商事株式会社およびその関係会社]

鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売

(主要取扱製品等)

鉄鋼製品（厚鋼板、縞板、熱延薄鋼板、冷延薄鋼板、電磁鋼板、表面処理鋼板、亜鉛鋼板、ブリキ、鋼管、特殊鋼管、棒鋼、H形鋼、軽量形鋼、一般形鋼、コラム、線材、ステンレス鋼、特殊鋼、スラブ）、溶材、鉄粉、鋼材加工製品、製鉄原材料・資機材、非鉄金属製品、化学製品、石油製品、紙製品、船舶、土木建築工事、テールアルメ工法、缶詰製品、農畜産物、水産物、半導体製品、不動産等

(7) 主要な営業所・工場および海外事務所等の状況 (平成29年3月31日現在)

1 当社

本	社	本社（東京都千代田区）
---	---	-------------

2 鉄鋼事業（JFEスチール株式会社）

本	社	本社（東京都千代田区）
支	社 等	大阪支社、名古屋支社、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、新潟支社、北陸支社（富山市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）、千葉営業所、神奈川営業所（横浜市）、静岡営業所、岡山営業所、沖縄営業所（那覇市）
工	場	東日本製鉄所（千葉市・川崎市）、西日本製鉄所（倉敷市・福山市）、知多製造所（半田市）
研	究 所	スチール研究所（千葉市・川崎市・半田市・倉敷市・福山市）
海 外 事 務 所 等		ニューヨーク、ヒューストン、ブリスベン、ブラジル、ロンドン、ドバイ、ニューデリー、ムンバイ、シンガポール、バンコック、ベトナム、ジャカルタ、マニラ、ソウル、北京、上海、広州

3 エンジニアリング事業（JFEエンジニアリング株式会社）

本	社	本社（東京都千代田区）、横浜本社
支	社 等	北海道支店（札幌市）、道東営業所（釧路市）、苫小牧営業所、東北支店（仙台市）、青森営業所（八戸市）、秋田営業所、福島復興再生支店、千葉支店、横浜支店、川崎支店、新潟支店、富山支店、長野営業所、静岡支店、名古屋支店、大阪支店、和歌山営業所、神戸営業所、四国営業所（高松市）、中国支店（広島市）、福山営業所、倉敷営業所、山口営業所（防府市）、九州支店（福岡市）、熊本営業所、南九州営業所（鹿児島市）、沖縄支店（那覇市）
工	場	鶴見製作所（横浜市）、津製作所
研	究 所	総合研究所（横浜市）
海 外 事 務 所 等		上海、北京、香港、マニラ、ハノイ、ホーチミン、バンコック、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ヤンゴン、インド、サウジアラビア、デュイスブルグ、イタリア、アメリカ

4 商社事業（JFE商事株式会社）

本 社	本社（大阪市）、東京本社（東京都千代田区）
支 社 等	名古屋支社、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、新潟支店、静岡支店、北陸支店（富山市）、岡山支店、広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、千葉南営業所（千葉市）、京浜営業所（川崎市）、浜松営業所、知多営業所（半田市）、岡山営業所（倉敷市）、倉敷営業所、福山営業所、鹿児島営業所、那覇営業所
海 外 事 務 所 等	台北、シンガポール、デュッセルドルフ、ドバイ、高雄、イスタンブール、アメリカ、ブラジル、香港、オーストラリア、韓国、北京、上海、広州、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム

（注）海外事務所等には、現地法人も含めて記載しております。

なお、その他主要な関係会社の本店所在地につきまして、後記（９）重要な子会社等の状況（46頁～50頁）に記載いたしております。

（8）従業員の状況（平成29年3月31日現在）

当社および連結子会社の従業員の状況は、以下のとおりであります。

1 当社および連結子会社の従業員数

事業の種類	従業員数（名）
鉄鋼事業	44,395
エンジニアリング事業	9,166
商社事業	6,838
全社（共通）	40
合 計	60,439

（注）全社（共通）は、当社の従業員数であります。

2 当社の従業員の状況

従業員数（名）（前期末比増減）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
40（－）	44.0	22.0

（注）平均勤続年数の算定にあたり、JFEスチール株式会社、JFEエンジニアリング株式会社およびJFE商事株式会社からの出向者については、それぞれの会社での勤続年数を通算いたしております。

(9) 重要な子会社等の状況 (平成29年3月31日現在)

1 重要な子会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
【鉄鋼事業】				
J F E スチール株式会社	東京都千代田区	鉄鋼製品の製造・販売	239,644	100.0
J F E 条 鋼 株 式 会 社	東 京 都 港 区	形鋼、棒鋼、線材製品の製造・販売	35,000	※100.0
J F E ケミカル株式会社	東京都台東区	化学製品の製造・販売	6,000	※100.0
J F E 建 材 株 式 会 社	東 京 都 港 区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※97.4
J F E 鋼 板 株 式 会 社	東京都品川区	鉄鋼二次製品の製造・加工・販売	5,000	※100.0
ジ ョ コ ス 株 式 会 社	東京都中央区	建設仮設材の賃貸・販売	4,397	※62.0
J F E 物 流 株 式 会 社	東京都千代田区	各種運送事業、倉庫業	4,000	※89.1
J F E コンテナー株式会社	東京都千代田区	各種容器類の製造・販売	2,365	※59.6
J F E シビル株式会社	東京都台東区	土木建築工事の請負	2,300	※100.0
J F E ミネラル株式会社	東 京 都 港 区	鉱業・鉱産品の製造・加工・販売、 鉄鋼スラグ製品・機能素材の製造・販売	2,000	※100.0
J F E ライフ株式会社	東京都台東区	不動産業、保険代理業、各種サービス業	2,000	※100.0
J F E プラントエンジニア株式会社	東京都台東区	機械装置の製造・販売、電気工事、 電気通信工事、設備管理・建設工事の請負	1,700	※100.0
J F E システムズ株式会社	東京都墨田区	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,390	※67.7
水 島 合 金 鉄 株 式 会 社	岡山県倉敷市	合金鉄の製造・販売	1,257	※100.0
J F E 継 手 株 式 会 社	大阪府岸和田市	鋼管継手の製造・販売	958	※86.6
J F E 鋼 材 株 式 会 社	東京都中央区	鋼板剪断、溶断加工、鋼材販売	488	※100.0
J F E 鋼 管 株 式 会 社	東京都中央区	電縫鋼管の製造・販売	450	※100.0
J F E マテリアル株式会社	富山県射水市	合金鉄の製造・販売	450	※100.0
J F E 精 密 株 式 会 社	新 潟 市	素形材製品の製造・販売	450	※100.0
リバースチール株式会社	横 浜 市	鉄鋼製品の加工・販売、土木建築工事の請負	450	※100.0
J F E 電磁鋼板株式会社	大 阪 市	電磁鋼板の加工・販売	400	※100.0
J F E テクノリサーチ株式会社	東京都千代田区	材料分析・解析、環境調査、技術情報調査、 知的財産支援	100	※100.0

事業報告

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
J F E 東日本ジーエス株式会社	川 崎 市	各種サービス業	50	※100.0
J F E スチール・オーストラリア・ リソーシズ・プロプライタリー・ リミテッド	オーストラリア ブリスベン	オーストラリアにおける炭鉱・鉄鉱石鉱山事業 への投資	百万豪ドル 460	※100.0
フィリピン・シンター・ コーポレーション	フィリピン マニラ	焼結鉱の製造・販売	百万フィリピンペソ 1,645	※100.0
P T. J F E スチール・ガルバナ イジング・インドネシア	インドネシア ブカシ	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	十億インドネシア ルピア 1,349	※100.0
J F E スチール・ガルバナイジング (タイランド)・リミテッド	タ イ ラ ヨ ン	溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 4,362	※100.0
タイ・コーテッド・スチール・ シート・カンパニー・リミテッド	タ バ ン コ ッ ク	電気亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万タイバツ 2,206	※81.4
ノバエラ・シリコン・S/A	ブ ラ ジ ル ベロホリゾンテ	合金鉄の製造・販売	百万ブラジル レアル 108	※100.0

【エンジニアリング事業】

J F E エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	エンジニアリング事業	10,000	100.0
J F E 環 境 株 式 会 社	横 浜 市	総合リサイクル事業	650	※100.0
あ す か 創 建 株 式 会 社	東京都品川区	ガス管理設工事、ガス設備工事	356	※57.2
J F E テ ク ノ ス 株 式 会 社	横 浜 市	機械・設備のメンテナンス	301	※100.0
J F E 環境サービス株式会社	横 浜 市	廃棄物処理施設、水処理施設等の運転・維持管理	97	※100.0
スタンダードケッセル・バウム ガルテ・ホールディングGmbH	ド イ ツ デュイスブルグ	廃棄物発電・バイオマス発電・廃熱回収発電プラ ント等の建設およびメンテナンス事業	千ユーロ 1,300	※100.0

【商社事業】

J F E 商 事 株 式 会 社	大 阪 市	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製 品・石油製品、資機材等の国内取引および輸出 入取引	14,539	100.0
J F E 商事鉄鋼建材株式会社	東京都千代田区	建材製品、土木・建築用資材の販売および金属 加工業、土木・建築工事および各種工事	1,500	※100.0
J F E 商事エレクトロニクス株式会社	東京都千代田区	半導体製品等の販売、電子部品の実装・組立・ 検査等の装置等の販売・据付・保守	1,000	※100.0
川 商 フ ー ズ 株 式 会 社	東京都千代田区	各種食料品の国内取引および輸出入取引	1,000	※100.0
J F E 商事鋼管管材株式会社	東京都千代田区	鋼管・管材製品の販売	500	※100.0

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
J F E 商 事 薄 板 建 材 株 式 有 限 公 司	東京都千代田区	鋼板・建材製品の販売	400	※100.0
J F E 商 事 甲 南 ス チール センター 株 式 有 限 公 司	神戸市	鋼板の加工・販売	250	※100.0
J F E 商 事 コイル センター 株 式 有 限 公 司	横浜市	鋼板の加工・販売	230	※85.7
ケー・アンド・アイ特殊管販売株式会社	東京都千代田区	特殊管の輸出入販売	50	※60.0
J F E 商 事 ・ ト レード ・ ア メ リ カ ・ イ ン ク	米 国 ロサンゼルス	鉄鋼製品、製鉄原材料、食品等の輸出入取引および国内取引	百万米ドル 21	※100.0
浙江川電鋼板加工有限公司	中 国 平 湖	鋼板の加工・販売	百万人民元 181	※97.9
セントラル・メタルズ (タイランド)・リミテッド	タ イ サムットプラカーン	鋼板の加工・販売	百万タイバツ 240	※100.0
J F E 商 事 ・ ス チール ・ マ レー シ ア ・ SDN.BHD.	マ レー シ ア シャー・アラム	鋼板の加工・販売	百万マレーシア リンギット 11	※34.3
J F E 商 事 ・ ト レード (タイランド) リミテッド	タ イ バン コ ッ ク	鉄鋼製品、製鉄原材料、資機材等の輸出入取引および国内取引	百万タイバツ 20	※100.0
J F E 商 事 (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中 国 上 海	鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、化学製品等の輸出入取引および国内取引	百万人民元 3	※100.0
ケリー・パイプ・カンパニー・LLC	米 国 サンタフェスプリングス	鋼管の販売	—	※100.0

- ・当期より、JFE商事・トレード（タイランド）リミテッドおよびJFE商事（上海）貿易有限公司を重要な子会社として記載いたしました。
- ・前期に記載しておりましたJFEメカニカル株式会社とJFE電機株式会社は、平成28年4月1日にJFEメカニカル株式会社を存続会社として合併し、同日、JFEプラントエンジニアリング株式会社に商号変更いたしました。
- ・JFE鋼管株式会社は、平成29年4月1日に同社を存続会社として川崎鋼管株式会社と合併し、同日、JFE溶接鋼管株式会社に商号変更いたしました。
- ・JFE電磁鋼板株式会社については、平成29年4月1日に、JFEスチール株式会社が保有する同社株式を、吸収分割によりJFE商事株式会社が承継いたしました。また同日、JFE商事電磁鋼板株式会社に商号変更いたしました。
- ・前期に記載しておりましたスタンダードケッセル・パワーシステムズホールディングGmbHは、平成28年8月26日に同社の100%子会社であるスタンダードケッセル・バウムガルテ・ホールディングGmbHを存続会社として合併いたしました。
- ・JFE商事・スチール・マレーシア・SDN.BHD.は当社および当社子会社が実質的に支配しているため子会社としております。
- ・当期における連結子会社は、上記各社を含め315社であります。

② 重要な関連会社の状況

(※印は子会社保有の株式を含んでおります。)

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
【鉄鋼事業】				
日 伯 ニ オ ブ 株 式 会 社	東京都千代田区	ブラジルにおけるニオブ鉱山事業への投資	37,272	※25.0
瀬戸内共同火力株式会社	広島県福山市	火力発電・電力の卸売	5,000	※50.0
品川リフラクトリーズ株式会社	東京都千代田区	各種耐火物の製造・販売、築炉工事の請負	3,300	※33.8
日 本 鑄 造 株 式 会 社	川 崎 市	鑄鋼品等の製造・販売	2,627	※34.5
日 本 鑄 鉄 管 株 式 会 社	東京都中央区	鑄鉄管等の製造・販売	1,855	※29.3
エヌケーケーシームレス鋼管株式会社	川 崎 市	シームレスパイプの製造・販売	1,595	※49.0
株 式 会 社 エ ク サ	川 崎 市	各種コンピュータシステムの開発・販売	1,250	※49.0
日 伯 鉄 鉱 石 株 式 会 社	東京都港区	ブラジルにおける鉄鉱石鉱山事業への投資	100	※19.9
株式会社 J F E サンソセンター	広島県福山市	酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス等の製造・販売	90	※40.0
東 国 製 鋼 株 式 会 社	韓 国 ソウル	鉄鋼製品の製造・販売	百万韓国ウォン 589,165	※15.0
広州 J F E 鋼板有限公司	中 国 広州	冷延および溶融亜鉛鍍金製品の製造・販売	百万人民元 3,191	※50.0
タイ・コールド・ロール・スチール・シート・パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ バンコク	冷延鋼板の製造・販売	百万タイバツ 4,816	※36.0
攀成伊紅石油鋼管有限責任公司	中 国 成都	シームレスパイプのネジ加工・販売	百万人民元 382	※23.6
カリフォルニア・スチール・インダストリーズ・インク	米 国 フォントナ	鉄鋼製品の製造・販売	百万米ドル 40	※50.0
J S W スチール・リミテッド	イ ン ドネシア	鉄鋼製品の製造・販売	百万インドルピー 3,013	※15.0
内蒙古オールドスEJMマンガン合金有限公司	中 国 オールドス	合金鉄の製造・販売	百万人民元 232	※24.5
渤海能克鑽杆有限公司	中 国 滄州	ドリルパイプおよびドリルパイプのアクセサリーの加工・製造・販売	百万人民元 140	※26.1
【エンジニアリング事業】				
スチールプラントック株式会社	横 浜 市	製鉄機械等の設計・製作・据付	1,995	※25.6

名 称	本店所在地	事 業 の 内 容	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)
-----	-------	-----------	--------------	---------------

【商社事業】

阪 和 工 材 株 式 会 社	大 阪 市	ステンレス製品の加工・販売	1,076	※47.9
株 式 会 社 M O B Y	千 葉 県 市 川 市	容器用鋼板の加工・販売	211	※20.0
大 阪 鋼 圧 株 式 会 社	大 阪 市	鋼板の加工・販売	60	※30.7

【その他の事業】

ジャパン マリンユナイテッド株式会社	東 京 都 港 区	船舶・艦艇・海洋構造物等の設計、製造、販売、 据付、修繕、保守、保全	25,000	45.9
--------------------	-----------	---------------------------------------	--------	------

- ・当期より大阪鋼圧株式会社を重要な関連会社として記載いたしました。
- ・攀成伊紅石油鋼管有限責任公司に関し、JFEスチール株式会社は、平成29年5月に、同社の持分すべてを売却しております。
- ・当期における持分法適用会社は、上記各社を含め62社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項 (平成29年3月31日現在)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
J F E ス チ ール 株 式 会 社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	723,997	2,523,462

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

当社および連結子会社の主要な借入先は以下のとおりであります。

借 入 先	借入残高 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	288,927
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	155,309
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	147,871

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数 2,298,000,000株
発行済株式の総数 614,438,399株
(うち自己株式数 37,660,795株)

(2) 株主総数

228,025名

(3) 大株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	34,817	6.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,390	5.3
日本生命保険相互会社	20,821	3.6
株式会社みずほ銀行	13,403	2.3
第一生命保険株式会社	13,127	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	10,512	1.8
東京海上日動火災保険株式会社	9,352	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,898	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,780	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	7,723	1.3

(注) 上記のほか、当社は自己株式37,660,795株を保有いたしており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出いたしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 田 英 治	公益財団法人JFE21世紀財団理事長
代 表 取 締 役	柿 木 厚 司	JFEスチール株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役	岡 田 伸 一	JFEスチール株式会社取締役 公益財団法人JFE21世紀財団専務理事
取 締 役	前 田 正 史	東京大学生産技術研究所教授 日本電産株式会社生産技術研究所長（非常勤）
取 締 役	吉 田 政 雄	古河電気工業株式会社取締役会長 古河機械金属株式会社社外取締役
監 査 役（常 勤）	黒 川 康	JFEエンジニアリング株式会社監査役 JFE商事株式会社監査役
監 査 役（常 勤）	津 村 昭 太 郎	JFEスチール株式会社監査役
監 査 役	伊 丹 敬 之	東京理科大学イノベーション研究科教授 株式会社商船三井社外監査役
監 査 役	大 八 木 成 男	帝人株式会社取締役会長 株式会社リクルートホールディングス社外取締役

(注) 1. 取締役吉田政雄氏は平成29年4月1日付で、古河電気工業株式会社取締役会長を退任し、取締役となりました。

2. 取締役前田正史および吉田政雄の両氏は、社外取締役であります。

3. 当期中に退任した監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日
監査役（常勤）	笹 本 前 雄	平成28年6月23日

4. 監査役黒川康氏は、平成29年4月1日付でJFEエンジニアリング株式会社監査役およびJFE商事株式会社監査役を退任いたしました。また同氏は同日付で、JFEスチール株式会社監査役に就任しております。

5. 監査役津村昭太郎氏は、平成29年4月1日付でJFEスチール株式会社監査役を退任いたしました。また同氏は同日付で、JFEエンジニアリング株式会社監査役およびJFE商事株式会社監査役に就任しております。

6. 監査役伊丹敬之氏は、平成29年3月31日付で東京理科大学イノベーション研究科教授を退任しております。

7. 監査役黒川康氏は、JFEスチール株式会社の専務執行役員として財務部門および経理部門を担当していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役伊丹敬之氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 監査役伊丹敬之および大八木成男の両氏は、社外監査役であります。

9. 取締役前田正史および吉田政雄、監査役伊丹敬之および大八木成男の4氏は株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、4氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

事業報告

10. 平成29年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	分 担
社 長	林 田 英 治	CEO（最高経営責任者）
副 社 長	岡 田 伸 一	CFO（最高財務責任者） 総務部、IR部および財務部の統括 企画部の担当
専 務	寺 畑 雅 史	総務部の担当
常 務	大 木 哲 夫	IR部および財務部の担当

（2）責任限定契約の内容の概要

当社はすべての社外取締役およびすべての監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

（3）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	人 員	報酬等の額
取 締 役	5 名	258,844千円
監 査 役	5 名	100,041千円

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 報酬等の額のうち、社外役員4名の報酬等の合計額は48,047千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は52頁に記載のとおりであります。

なお、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

・取締役 前田正史

取締役会13回のすべてに出席し、金属材料についての深い学識や大学経営に参画された経験に基づき、適宜発言しております。

・取締役 吉田政雄

取締役会13回のすべてに出席し、幅広い素材技術を核とした製造業経営の豊富な経験やグローバル経営の推進などに関する幅広い見識に基づき、適宜発言しております。

・監査役 伊丹敬之

取締役会13回のすべてと、監査役会20回のすべてに出席し、経営のあり方や企業の経営戦略についての深い学識や、技術経営の研究を通じた豊富な産業分野の知識から、適宜発言しております。

・監査役 大八木成男

取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会20回のうち19回に出席し、多岐にわたる事業とグローバル企業経営の豊富な経験およびコーポレートガバナンスの強化に取り組まれた経験に基づき、適宜発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

10,180千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

595,213千円

③ ②のうち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

507,389千円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載いたしております。

3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

(5) 会計監査人の過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期、平成25年3月期における財務書類の監査において、当該監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、上記体制につき、取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

内部統制体制構築の基本方針

当社は、「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
- (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
- (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくし決定する。
- (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしがたい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (イ) 経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
- (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 事業活動、倫理法令遵守、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じ適切な会議体において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。
- (イ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) JFEグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ基本方針に定める事項について体制を整備する。
- (イ) 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）および事業会社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む。）について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。事業会社は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。
- (ウ) 当社は、JFEグループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。
事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
また、当社は、企業倫理ホットラインについて、JFEグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。
- (エ) 当社の内部監査部署は、事業会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、または事業会社の内部監査部署から報告を受ける。事業会社の内部監査部署は、事業会社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、またはグループ会社の内部監査部署から報告を受ける。
- (オ) JFEグループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務を行う。

(4) 監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。
- (イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（事業会社および事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。事業会社または事業会社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- (ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、その都度監査役会、監査役に対して、内容を報告する。

(5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役会、監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。

(6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（事業会社または事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」にしたがい、以下の通り整備・運用いたしております。

1. 当社およびグループの取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- (1) グループ経営に関する重要事項ならびに当社、事業会社および事業会社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則・経営会議規程において決定手続を明確に定め、同手続に従い取締役会および経営会議で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。
- (2) 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、当社の社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- (3) 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施するとともに、事業会社の内部監査部署が実施した内部監査結果について定期的に報告を受け確認しております。

2. 当社およびグループのリスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- (1) コンプライアンス、環境、人事労働、安全防災など多岐にわたる範囲を対象としてグループのCSRへの取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行うことを目的に、JFEグループCSR会議を設置しております。そして、同会議内で運営される、JFEグループコンプライアンス委員会、JFEグループ環境委員会、JFEグループ内部統制委員会において、個別の具体的なテーマを取り上げております。本年度の各委員会の実施状況は以下の通りです。
 - ① JFEグループコンプライアンス委員会を当期中4回開催し、グループの情報セキュリティ強化体制、独占禁止法遵守、品質保証、労働時間管理をテーマとして、当社および事業会社における体制整備等の取り組み状況についての確認を行いました。
 - ② JFEグループ環境委員会を当期中4回開催し、グループのCSRに関する情報開示や環境関連の諸問題に対する事業会社の取り組み状況について確認を行いました。
 - ③ JFEグループ内部統制委員会を当期中1回開催し、当社およびグループにおける財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価について確認を行いました。
- (2) 金融商品取引法等に基づく法定開示書類の公表にあたり適法性・適正性を担保することを目的として開示検討委員会を設置しており、同委員会において必要な確認を行った上で開示しております。
- (3) 情報セキュリティに関する重要課題を審議・決定する機関としてJFEグループ情報セキュリティ委員会を設置しており、同委員会において情報セキュリティに関する体制整備、共通施策の立案等を行っております。

- (4) 当社およびグループの従業員等が利用できる内部通報制度として「企業倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止に関する規程の遵守を含め、適切に運用しております。なお、担当部署が受けた通報・相談は、定期的に常勤監査役へ報告するとともに、取締役会において運用状況の確認を行っております。
- (5) グループの企業理念・行動規範・企業行動指針の浸透・徹底を確認することを目的として、当期中において当社および事業会社の役員および従業員を対象とした企業倫理等に関する意識調査を行っております。
- (6) 秘密情報の重要性および漏えい時のリスクの高まりを踏まえ、秘密として管理すべき対象を明確化し情報管理の実効性を高めることを目的として、当期中において情報管理に関するグループ共通規程の見直しを行っております。

3. 情報の保存・管理にかかる体制

- (1) 取締役会および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- (2) 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

4. 監査役に関する体制

- (1) 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役からの独立性を確保しております。
- (2) 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、常勤監査役については経営会議・JFEグループCSR会議等に参加し、執行状況が確認できる体制としております。また、常勤監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- (3) 監査役の職務執行にかかる費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- (4) 当社の監査役は、当社の内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましても、株主の皆様が、当該大規模買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断する必要があると認識しております。そのため、大規模買付者および当社取締役会の双方から、株主の皆様に迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することといたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

●企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、企業理念である「常に世界最高の技術をもって社会に貢献する」ことを通じて、企業価値および株主共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としております。

●当社発足以来の実績

当社発足後の第1次中期経営計画（平成15～17年度）および第2次中期経営計画（平成18～20年度）においては、その創設の狙いを最大限発揮することにより、収益性の高い企業体質の確立と、将来の成長に向けた基盤作りに着実に取り組み、高い水準の収益をあげることができました。

第3次中期経営計画（平成21～23年度）では世界金融危機や東日本大震災の発生等、厳しい経営環境の中、強靱な企業体質の構築に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図ってまいりました。

前中期経営計画（平成24～26年度）において、持続的な成長のため企業体質の強化に取り組み、商社事業の資本再編および造船事業の再編ならびに半導体事業の譲渡といった、事業ポートフォリオの見直しを行いました。

鉄鋼事業においては、設備更新等の国内製造基盤の整備や、アジアを中心とする海外事業投資を行なってまいりました。エンジニアリング事業においては、復興再生や太陽光発電等国内需要を捕捉するとともに、海外でのM&Aを推進し事業拡大にも取り組みました。商社事業においては、事業買収等による海外拠点の拡大等サプライチェーンの強化を実施しました。

●新たな成長戦略の推進

JFEグループを取り巻く事業環境は、国内では国土強靱化政策やオリンピック・パラリンピックへの対応などにより底堅い需要が見込まれ、また海外では社会インフラの整備や省エネルギー・環境対応ニーズ等の拡大が期待されるものの、原油・天然ガス価格の低迷、為替相場や原料炭を中心とした原料価格の急激な変動などの影響により、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、JFEグループでは平成27年度から平成29年度の事業運営の方針となる第5次中期

経営計画を策定し、その達成に向けた着実な取り組みを進めております。JFEグループが持つ「技術の優位性」、「多様な人材力」そして広い事業領域で培った「グループの総合力」を活用し、国内収益基盤の強化と海外事業収益の拡大を図り持続的な成長と企業価値向上を図ってまいります。

鉄鋼事業においては、「常に新たな価値を創造し、お客様とともに成長するグローバル鉄鋼サプライヤー」を目指してまいります。この方針のもと、従来より取り組んできた製造基盤整備に引き続き経営資源を投ずることにより、コスト競争力の強化および製造実力の向上を実現し、中期経営計画で掲げた売上高経常利益率（ROS）10%を目指してまいります。

具体的には第5次中期経営計画で掲げた3年間で6,500億円とした国内設備投資を着実に実施してまいります。特に製鉄所の競争力強化に大きな影響を与える上工程については、これまでの更新工事に加えて千葉第6コークス炉B団を建設中であるほか、福山No.3焼結機の更新も予定しており、コークスや焼結鉱の自給率を向上させることにより中長期的に収益を安定して確保できる体制を確立してまいります。また将来を見据えた新商品およびプロセス技術の開発を加速することにより技術優位性の向上を図りつつ、商品開発と一体となった販売戦略を立案・推進し、お客様にとってより魅力ある商品・サービスの提供に努めてまいります。

一方、足下の原料価格の高騰に伴い製造コストが大幅に増加しており、コスト削減を一層強力に進めるとともに、お客様のご理解を得ながら、販売価格の改善を粘り強く進めてまいります。

さらに、将来にわたり競争力の維持・強化を図るため、製造現場での大幅な世代交代を見据えた人材の育成と技能伝承を推進いたします。

エンジニアリング事業においては、くらしの礎を「創り」さらに「担う」企業として、引き続き、高い水準にある受注済プロジェクトを着実に遂行し、業績の一層の向上に努めてまいります。

国内では、ソリューション提案から運営まで一貫して関わるビジネスモデルを、更に積極的に展開してまいります。また、平成29年4月には事業本部の大括り化、プラント建設機能の集約・強化などを目的とした組織変更を実施しました。これにより、組織横断的なノウハウの共有化を進め、廃棄物処理プラント・水処理プラント等の環境・エネルギー分野や橋梁・沿岸構造物等のインフラ構築分野で着実に実績を積み上げ、収益基盤の強化、拡大に努めてまいります。

海外では、これまで築いてきたグローバルエンジニアリング機能を最適化し、国内の事業部門との連携を一層緊密にすることにより、営業力とプロジェクト遂行力を強化して、事業規模の拡大と収益化を進めてまいります。

商社事業においては、JFEグループの中核商社としての機能に一層磨きをかけるとともに、独自の商社機能も発揮することにより、グループ全体の収益最大化に貢献してまいります。

国内では、オリンピック・パラリンピックに向けて鋼材需要の拡大が予想されることから、JFE商事グループ各社の機能を結集させたサービスをお客様に提供することにより着実な需要の捕捉に努めます。また、将来を見据えて、JFEグループ全体の最適を目指した流通の再編・強化にも取り組んでまいります。

海外では、JFEスチール株式会社との輸出戦略の同期化を一層深化させ販売数量の拡大を図るとともに、地域やお客様に密着した地産地消ビジネスの拡大にスピード感を持って取り組んでまいります。

このように各事業における取り組みは着実に進めておりますが、特に鉄鋼事業を取り巻く経営環境は、平成28年秋以降、原料炭を中心とした原料価格は大きく変動するなど、第5次中期経営計画の想定に比べ変化の激しい状況が継続しております。当社はこのような事業環境に対処するため、中長期的な競争力に大きな影響を与える製鉄所の上工程を中心とした設備更新を推進し、今後も製造実力の向上に着実に取り組んでまいります。製造基盤整備の継続的な実施によりさらなるコスト削減と安定供給体制を実現するとともに、新商品開発・プロセス開発による技術優位性の維持・向上等の施策に積極的に経営資源を投入することで、中長期的に安定的な収益を確保できる体制を確立いたします。これらの施策を着実に進めるために資産圧縮等により必要な資金を確保し、競争力強化と財務体質改善の両立に取り組んでまいります。

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、配当性向を25～30%程度とすることを基本として、積極的に実施してまいります。

●コーポレートガバナンス強化

当社では、経営の透明性および公平性を徹底することにより、企業価値および株主共同の利益の向上を目指し、コーポレートガバナンスに関する各種制度・仕組を整備・構築してまいりました。

複数の特性の異なる事業から構成されている当社グループにおいては、各事業の執行を当社グループに属する事業会社に委ねる体制を採る一方、純粋持株会社である当社は、グループ経営の統括により経営の実効性を改善するとともに、社外監査役を含む監査役監査、社外取締役の登用、取締役任期の短縮によりコーポレートガバナンス強化を図ってまいりました。現在、社外取締役前田正史および吉田政雄、社外監査役伊丹敬之および大八木成男の4氏は株式会社東京証券取引所等が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。また、当社は、4氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

当社は当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることを目的として、平成27年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」を制定しました。また、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。今後の事業運営に際しましても、公正・公平・透明なコーポレートガバナンスを徹底し、企業価値および株主共同の利益を向上させてまいります。

●すべてのステークホルダーの皆様とともに

当社グループでは、製鉄所見学会等を開催して当社株主の皆様とコミュニケーションを深めるほか、お客様との技術的連携を通じたわが国製造業の競争力向上への貢献、地球環境保全に役立つ技術開発や、定期的

な中途採用を含む雇用の促進、健全な労使関係、安全な労働環境、地域社会との共存等に努めるなど、すべてのステークホルダーの皆様からご支持とご協力がいただけるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年3月1日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「現方針」という。）の導入を決定し、同年およびその後の現方針の有効期限である2年ごとの定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、現方針を継続しております。

現方針により、具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対し、大規模買付行為完了後の経営方針および事業計画等の提示を事前に求めます。その後一定期間、当社取締役会は、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該提案内容が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値、株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を開示するとともに、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示したりすることがあります。また、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会が大規模買付行為を抑止するための措置の発動を勧告した場合には、それを最大限尊重した上で、外部専門家の意見も参考にしつつ、当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置の発動を行なうことがあります。

(4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

現方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、現方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております。会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額および株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

当社は、当社およびJFEグループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を实践するために最良のコーポレートガバナンスを追求しその更なる充実を図ることに努めており、平成27年10月に「JFEホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」（以下「本基本方針」という）を制定いたしました。本基本方針および当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下のとおりです。なお、本基本方針の全文は当社ホームページ（アドレス<http://www.jfe-holdings.co.jp/>）に掲載いたしております。

当社およびグループのコーポレートガバナンス体制

グループの体制

- ・ JFEグループは当社をグループの中核たる純粋持株会社とするグループ体制を採用しています。
- ・ 持株会社である当社はグループの一元的なガバナンスの中心にあって、全グループの戦略機能を担い、全グループのリスク管理と対外説明責任を負うスリムなグループの中核としての業務を遂行します。
- ・ 各事業会社は、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制により事業を推進し、競争力の強化と収益力の拡大を図ります。
- ・ 持株会社と事業会社が各々その責務を果たすことにより、株主はじめ全てのステークホルダーにとっての中長期的な企業価値の最大化に努めます。

当社の体制

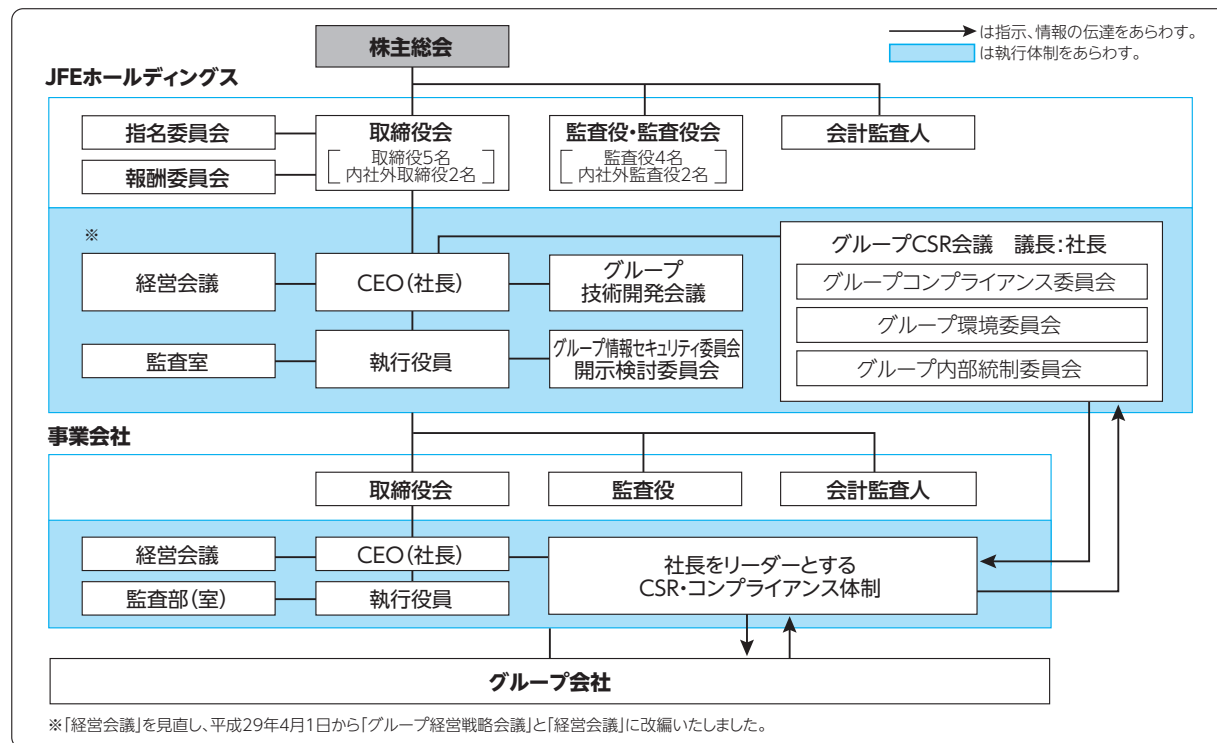
- ・ 取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。
- ・ 監査役会設置会社として、監査役および監査役会が職務執行状況等の監査を実施します。
- ・ 経営の重要な意思決定および監督と、業務執行を分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。
- ・ 取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。

取締役会

機能と役割

- ・ 当社の取締役会は、法令、定款および取締役会規則等の当社規程に従い、グループの経営計画や経営の基本方針を含む経営の重要な意思決定を行います。
- ・ 業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督を行います。
- ・ 当社およびJFEグループ各社に関わる事項について、社内規程により明確な基準による決定権限および決定手続を定めます。
- ・ 重要な事項については、当該定めに従って当社経営会議による審議および当社取締役会での決定を行います。
- ・ 取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定は、意思決定を迅速に行うため、原則としてその権限を当該業務を担当する執行役員に委譲します。

コーポレートガバナンス体制 (平成29年3月31日現在)



取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- 当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、員数を12名以内とし、うち独立社外取締役の割合を取締役の3分の1以上とすることを目指します。

選任方針

- 社内取締役は、当社または各事業会社において経営に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- 社外取締役はグローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、ガバナンス強化の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外取締役として複数名選任します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取り組み

監査役・監査役会

機能と役割

- ・ 当社の監査役は、会社の独立した機関として、取締役の職務執行を監査することにより、会社の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼の向上に努めます。
- ・ 職務の適切な遂行のため、取締役等と意思疎通を図り、必要に応じて意見を述べます。
- ・ 子会社の取締役等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。
- ・ 監査役は、監査役会を通じて、職務上知り得た重要な情報を、他の監査役と共有するように努めるとともに、他の監査役との意見交換を通じて、適正な監査を実行します。
- ・ 常勤監査役は、重要会議への出席のほか業務・財産状況の調査等を通じて情報収集に努めるとともに、積極的に監査環境の整備に努めます。
- ・ 社外監査役は、監査の体制および機能の中立性、独立性を一層高めることを意識し、より大所高所の視点から監査します。
- ・ 監査役および監査役会は、法令に定められた権限を適切に行使することにより、監査の実効性を高めるように努めます。

監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

構成に関する考え方

- ・ 当社の監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、その員数を6名以内とし、その半数以上は社外監査役とします。

選任方針

- ・ 社内監査役は、当社または各事業会社において経営または監査に携わるなどの方法を通じ、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から、取締役の職務の執行の監査を的確、公正に行うことができる知識および経験を持ち、監査機能を担うに相応しい見識を持った人物を選任します。
- ・ 社外監査役は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験あるいは有識者としての深い知見を有する者等の中から、監査機能の充実の役割を担い、当社の独立性基準を満たす人物を独立社外監査役として複数名選任します。

グループCSR体制

CSRに対する考え方

- ・ JFEグループは、社会を構成する一員として企業の責任を自覚し、より良い社会の構築に向けて企業の社会的責任(CSR)を果たしていくことを経営の根幹に据え、その取り組みを強化しています。

CSR推進体制

- ・ 「JFEグループCSR会議」ならびにそのもとに設置されるグループコンプライアンス委員会、グループ環境委員会およびグループ内部統制委員会の各委員会において、コンプライアンス、環境、人事労働、安全・防災、内部統制など多岐にわたる範囲を対象として、JFEグループのCSRへの取り組みについて審議、監督、情報共有等を行っています。

指名委員会および報酬委員会

- ・平成27年10月に、取締役等の人事および報酬について、公正性、客観性および透明性を担保すべく、取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置しました。
- ・指名委員会および報酬委員会は、それぞれ委員の過半数を社外役員で構成し、委員長はいずれも社外役員の中から決定しております。
- ・平成28年度は指名委員会を5回、報酬委員会を2回開催しております。

なお、各委員会の構成は以下のとおりです。

(平成29年3月31日現在)

指名委員会

委員長	吉田 政雄	取締役（社外）
委員	前田 正史	取締役（社外）
委員	伊丹 敬之	監査役（社外）
委員	大八木成男	監査役（社外）
委員	林田 英治	取締役（社内）
委員	柿木 厚司	取締役（社内）

報酬委員会

委員長	前田 正史	取締役（社外）
委員	吉田 政雄	取締役（社外）
委員	伊丹 敬之	監査役（社外）
委員	大八木成男	監査役（社外）
委員	林田 英治	取締役（社内）
委員	柿木 厚司	取締役（社内）

また、第15回定時株主総会以降は、各委員会は以下の構成とすることを予定しております。

指名委員会

委員	前田 正史	取締役（社外）
委員	吉田 政雄	取締役（社外）
委員	山本 正已	取締役（社外）
委員	大八木成男	監査役（社外）
委員	林田 英治	取締役（社内）
委員	柿木 厚司	取締役（社内）

報酬委員会

委員	前田 正史	取締役（社外）
委員	山本 正已	取締役（社外）
委員	伊丹 敬之	監査役（社外）
委員	大八木成男	監査役（社外）
委員	林田 英治	取締役（社内）
委員	柿木 厚司	取締役（社内）

以上

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,808,846	流 動 負 債	1,039,458
現金及び預金	69,936	支払手形及び買掛金	446,645
受取手形及び売掛金	798,058	短期借入金	204,379
商品及び製品	313,368	コマーシャル・ペーパー	8,000
仕掛品	50,834	1年内償還予定の社債	50,000
原材料及び貯蔵品	408,728	その他	330,433
その他	169,336	固 定 負 債	1,374,801
貸倒引当金	△1,416	社債	75,000
固 定 資 産	2,527,222	長期借入金	1,038,089
有形固定資産	1,650,879	再評価に係る繰延税金負債	9,118
建物及び構築物	406,450	退職給付に係る負債	123,745
機械装置及び運搬具	654,918	その他	128,848
土地	496,678	負 債 合 計	2,414,259
建設仮勘定	59,982	(純資産の部)	
その他	32,848	株 主 資 本	1,741,505
無形固定資産	78,368	資 本 金	147,143
投資その他の資産	797,975	資 本 剰 余 金	646,582
投資有価証券	372,196	利 益 剰 余 金	1,126,633
関係会社株式	349,864	自 己 株 式	△178,853
退職給付に係る資産	13,067	その他の包括利益累計額	124,330
その他	65,800	その他有価証券評価差額金	112,545
貸倒引当金	△2,953	繰延ヘッジ損益	△544
資 産 合 計	4,336,069	土地再評価差額金	16,321
		為替換算調整勘定	△3,596
		退職給付に係る調整累計額	△395
		非支配株主持分	55,972
		純 資 産 合 計	1,921,809
		負債純資産合計	4,336,069

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,308,992
売上原価		2,889,652
売上総利益		419,339
販売費及び一般管理費		322,593
営業利益		96,746
営業外収益		
受取利息	1,474	
受取配当金	9,566	
受取賃貸料	7,178	
たな卸資産関係益	5,521	
持分法による投資利益	12,006	
その他の	10,053	45,800
営業外費用		
支払利息	12,613	
為替差損	6,039	
固定資産除却損	18,129	
その他の	21,029	57,811
経常利益		84,735
特別利益		
投資有価証券売却益	30,145	30,145
特別損失		
減損損失	9,408	9,408
税金等調整前当期純利益		105,472
法人税、住民税及び事業税	23,359	
法人税等調整額	9,487	32,846
当期純利益		72,625
非支配株主に帰属する当期純利益		4,685
親会社株主に帰属する当期純利益		67,939

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税減引当受支売た仕そ	105,472
金等価の増減額(△は減少)	182,638
利息及び受取配当金利息	△6,241
上債権の増減額(△は増加)	△11,041
たな卸資産の増減額(△は増加)	12,613
仕入債務の増減額(△は減少)	△90,601
その他	△17,070
小計	16,262
利息及び配当金の受取額	2,033
法人税等の支払額	194,066
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,324
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,486
固定資産の取得による支出	△12,421
固定資産の売却による収入	185,481
投資有価証券の取得による支出	
投資有価証券の売却による収入	△226,327
その他	1,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,676
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	69,900
短期借入金の純増減額(△は減少)	310
コマーシャル・ペーパーの増減額(△は減少)	△163,799
長期借入れによる収入	
長期借入金返済による支出	△5,425
社債の償還による支出	△28,000
自己株式の取得による支出	291,232
親会社による配当金の支払額	△236,944
その他	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△216
現金及び現金同等物の期首残高	△5,795
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△13,010
現金及び現金同等物の期末残高	△18,159
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,861
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,384
現金及び現金同等物の期首残高	63,873
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	125
現金及び現金同等物の期末残高	69,383

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

(ご参考) セグメント情報 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、持株会社である当社のもと、「JFEスチール(株)」、「JFEエンジニアリング(株)」、および「JFE商事(株)」の3つの事業会社をおき、事業分野ごとの特性に応じた業務執行体制をとっております。当社グループの報告セグメントは、事業会社（連結ベース）を単位としたそれらに属する製品・サービス別により識別されております。

各報告セグメントに属する製品およびサービスは、「鉄鋼事業」は各種鉄鋼製品、鋼材加工製品、原材料等の製造・販売、ならびに運輸業および設備保全・工事等の周辺事業、「エンジニアリング事業」はエネルギー、都市環境、鋼構造、産業機械等に関するエンジニアリング事業、リサイクル事業および電力小売事業、「商社事業」は鉄鋼製品、製鉄原材料、非鉄金属製品、食品等の仕入、加工および販売であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

当連結会計年度において、重要な変更はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連 結 財務諸表 計 上 額
	鉄鋼	エンジニア リング	商社	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,500,929	416,220	1,391,842	3,308,992	—	3,308,992
セグメント間の内部売上高又は振替高	848,199	9,916	279,189	1,137,305	△1,137,305	—
計	2,349,129	426,136	1,671,032	4,446,298	△1,137,305	3,308,992
セグメント利益	40,544	26,616	21,834	88,996	△4,260	84,735
セグメント資産	3,723,479	390,445	643,273	4,757,198	△421,129	4,336,069
その他の項目						
減価償却費	169,639	7,536	5,457	182,633	5	182,638
のれんの償却額	0	1,331	1,815	3,146	—	3,146
受取利息	1,334	71	405	1,811	△336	1,474
支払利息	11,375	352	1,533	13,261	△647	12,613
持分法投資利益又は損失（△）	13,539	970	1,225	15,735	△3,729	12,006
持分法適用会社への投資額	268,161	8,351	10,454	286,968	56,661	343,630
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	217,443	10,820	6,502	234,766	1	234,768

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	775,736	流 動 負 債	380,684
現 金 及 び 預 金	10,672	短 期 借 入 金	95,394
営 業 未 収 入 金	1,104	コマーシャル・ペーパー	8,000
短 期 貸 付 金	738,855	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50,000
繰 延 税 金 資 産	1,133	未 払 金	21,671
そ の 他	23,969	未 払 費 用	1,425
固 定 資 産	1,747,725	未 払 法 人 税 等	10
有 形 固 定 資 産	1	預 り 金	203,910
工 具、器 具 及 び 備 品	1	そ の 他	271
建 設 仮 勘 定	0	固 定 負 債	1,084,620
無 形 固 定 資 産	10	社 債	75,000
商 標 権	9	長 期 借 入 金	1,009,601
ソ フ ト ウ ェ ア	0	執 行 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19
投資その他の資産	1,747,713	負 債 合 計	1,465,304
関 係 会 社 株 式	962,099	(純資産の部)	
出 資 金	3	株 主 資 本	1,058,348
長 期 貸 付 金	785,491	資 本 金	147,143
長 期 前 払 費 用	14	資 本 剰 余 金	772,574
繰 延 税 金 資 産	100	資 本 準 備 金	772,574
そ の 他	5	利 益 剰 余 金	221,931
資 産 合 計	2,523,462	そ の 他 利 益 剰 余 金	221,931
		繰 越 利 益 剰 余 金	221,931
		自 己 株 式	△83,301
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△190
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△190
		純 資 産 合 計	1,058,157
		負 債 純 資 産 合 計	2,523,462

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	8,255	
金 融 収 益	13,053	
経 営 管 理 料	2,372	23,681
営 業 費 用		
金 融 費 用	13,005	
一 般 管 理 費	2,090	15,096
営 業 利 益		8,585
経 常 利 益		8,585
税引前当期純利益		8,585
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△541
法 人 税 等 調 整 額		734
当 期 純 利 益		8,392

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 林田 英治 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 尚 弥 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 林田 英治 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴 田 芳 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 野 尚 弥 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲 吉 崇 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役および執行役員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役および執行役員等ならびに新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イおよびロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および執行役員等ならびに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取り組みは、同方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 黒 川 康 ㊞

監査役(常勤) 津 村 昭太郎 ㊞

社 外 監 査 役 伊 丹 敬 之 ㊞

社 外 監 査 役 大八木 成 男 ㊞

以 上

第15回定時株主総会会場ご案内図

■ 会 場：東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館2階 孔雀の間

T E L 03(3504)1111 (代表)

※午前9時開場を予定しております。

■ 下車駅： J R 山手線・京浜東北線

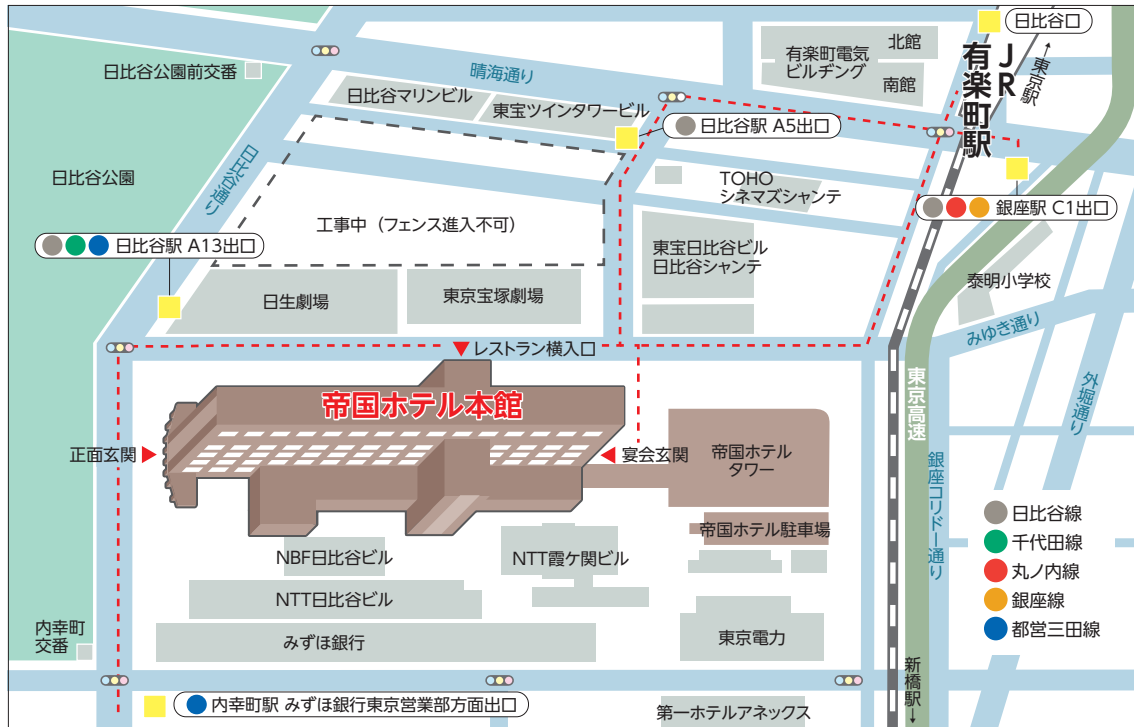
東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線
都営三田線
東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線

有楽町駅 徒歩5分

日比谷駅 徒歩3分

内幸町駅 徒歩3分

銀座駅 徒歩5分



(お知らせ)

- ・ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- ・本総会会場は禁煙となっておりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ご出席いただきました皆様へのおみやげはご用意いたしておりません。予めご了承くださいようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。
<http://srdb.jp/5411/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

平成 29 年 6 月 13 日

株主各位

東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
代表取締役社長 林田 英治

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」中の提供書面「第 15 期事業報告」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年 6 月 1 日付でご送付いたしました当社「第 15 回定時株主総会招集ご通知」中の提供書面「第 15 期事業報告」の一部に修正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申しあげますとともに、記載内容を下記の通り修正させていただきます。

敬 具

記

1. 修正箇所

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」6 4 頁

「第 15 期事業報告」

7. 会社の支配に関する基本方針

(4) 上記の取り組みが、上記基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

2. 修正内容（修正部分に下線を付しております）

【修正前】

現方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計 3 名から構成される特別委員会を設置することに加え、現方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

本対応方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

【修正後】

現方針は、当社株式の大規模買付行為が開始された場合において、株主の皆様迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案等の提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することにより、株主の皆様が、当該大規模買付行為の企業価値および株主共同の利益への影響を的確に判断することを担保するためのものです。従って、上記基本方針に沿った内容であり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の判断における透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役および社外監査役計3名から構成される特別委員会を設置することに加え、現方針の継続については一昨年の定時株主総会でご承認をいただいております、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

以 上